

(別紙4の1)
 ○補助参加人P2関係主張等一覧(平成21年度)

支出項目							原告らの主張	補助参加人P2の主張 (補助参加人P7ほか10名の主張を含む。)
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証		
1	調査研究費	8/4～6 移動議員団総会 調査研究費	1,580,950	1,580,950		甲4-3,4	16名もの多人数で行うべき視察ではなく実質的には観光旅行である。	左記費用は、平成21年8月4日から同月6日まで実施された視察に係る費用であるところ、その内容は、北九州市において同市議会から水道事業統合のメリット等についての説明や環境施策についての説明を聴取し、福岡市のロボスクエアにおいて観光行政や産業施策を調査し、対馬市において韓国からの観光客増加に伴う諸問題について調査し、長崎県において、韓国の土地買収の経過を調査するなどしたものである。(第2事件丙A1)
2	〃	2/14～15 移動議員団総会 調査研究費	572,560	572,560		甲4-5,6	27名もの多人数で行うべき視察ではなく実質的には観光旅行である。	左記費用は、平成22年2月14日に実施された北陸方面の移動議員団視察に係る費用であるところ、その内容は、金沢市での新幹線建設工事に伴う事故防止対策や地域活性化対策などの説明の聴取や、観光政策や再開発事業施策を研究するために金沢市の重要伝統的建造物群保存地区や市場を視察したものである。(第2事件丙A2)
3	〃	自動車リース料(平成21年11月～平成22年3月分)	191,625	153,300	80%	甲4-7～11	P62議員個人の支出である。	P62議員の活動の80%は政務調査活動に当たることから、自動車リース料の80%についても政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A25-2・4)
4	人件費	政務調査補助職員雇用費	181,439	181,439		甲4-18,19	会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。	会派が派遣会社を經由して直接雇用している会派の政務調査補助職員の人件費であるが、P47は、勤務場所を会派控室と指定して会派の政務調査の補助にあたらせており、これらの補助職員の職務は会派の政務調査に限定されているから、その人件費について全額政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A3)
5	〃	政務調査補助職員雇用費	58,117	58,117		甲4-20,21		
6	〃	政務調査補助職員雇用費	62,842	62,842		甲4-22,23		
7	〃	政務調査補助職員雇用費	66,622	66,622		甲4-24,25		
8	〃	政務調査補助職員雇用費	54,809	54,809		甲4-26,27		
9	〃	政務調査補助職員雇用費	67,567	67,567		甲4-29,30		
10	〃	政務調査補助職員雇用費	57,172	57,172		甲4-31,32		
11	〃	政務調査補助職員雇用費	65,204	65,204		甲4-33,34		
12	〃	政務調査補助職員雇用費	53,392	53,392		甲4-35,36		
13	〃	政務調査補助職員雇用費	50,557	50,557		甲4-37,38		
14	〃	政務調査補助職員雇用費(平成22年3月分)	72,292	72,292		甲4-41,42		

15	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	4,957,680	3,966,144	80%	甲4-110 ～113	P9議員個人の支出である。	左記費用に係る職員の職務内容のうち80%は、議員の代理としての地域住民からの要望の聴取や行政関係機関への調査活動であり、それを按分率の根拠としている。また、それらの職務内容は、会派から委任されている政務調査に全般的に役に立っている。(第2事件丙E3)
16	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	2,400,000	2,400,000		甲4-82 ～86	P39議員個人の支出である。	P39議員の後援会活動は、市政報告会を兼ねて「P39を囲む会」を年に1回開催しているにとどまり、その開催については議員の娘やその他後援会役員らがボランティアで手伝っていることから、左記費用に係る政務調査補助職員はその業務に従事していないものである。(第2事件丙A7-2・4)
17	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～7月分)	660,600	528,480	80%	甲4-43 ～45	P48議員個人の支出である。	P48議員の後援会活動は年に4回の行事程度であり、後援会費も徴収していないことから、左記費用に係る政務調査補助職員が後援会関係の事務を行うことは少ないため、人件費の按分率は80%が相当である。(第2事件丙A18-1・3)
18	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～7月分)	600,000	480,000	80%	甲4-46 ～48		
19	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	1,910,450	1,337,315	70%	甲4-251 ～254	P43議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、地域のコミュニティーや諸団体との会議、葬儀等に議員の代理として出席することがあり、その業務の割合は、政務調査活動に係る業務が7割、その他の活動に係る業務が3割であった。(第2事件丙A15-2・3・4・6)
20	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	1,800,000	1,260,000	70%	甲4-255,256	P43議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、政務調査活動に係る業務と後援会活動に係る業務の双方に従事していたが、後援会活動の補助は主に議員の妻が担当しており、同職員の業務の割合は、政務調査活動の割合を低めに見ても、政務調査活動に係る業務が7割、後援会活動が3割であった。(第2事件丙A15-2・3・4・6)
21	"	政務調査補助職員雇用費	80,000	80,000		甲4-39	P49議員個人の支出である。	各職員は、政務調査活動に係る業務と後援会活動に係る業務の双方に従事しており、各職員に対する給与のうち、全活動に対して政務調査活動に係る業務が占める割合に応じた額について政務調査費を充当したものである。なお、給与のうち後援会活動に係る業務に対応する部分は、後援会等から給与を支給していた。(第2事件丙A23-2・4)
22	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～6月分)	250,000	250,000		甲4-122,123		
23	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年8月～12月分)	500,000	500,000		甲4-124 ～126		
24	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～7月分)	400,000	400,000		甲4-127 ～129		
25	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年12月～平成22年3月分)	400,000	400,000		甲4-130 ～132		
26	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年7月～9月分)	220,000	220,000		甲4-133,134		
27	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	1,200,000	1,200,000		甲4-135 ～139		

28	"	政務調査補助職員雇用費	103,000	82,400	80%	甲4-28	P7議員個人の支出である。	職員の職務内容は、議員の代理としての地域の要望の聴取や地域の挨拶回り等であり、それらの職務内容は快適な都市環境づくりの点で会派から委任されている政務調査活動に非常に役立っている。(第2事件丙E1)
29	"	政務調査補助職員雇用費(平成22年3月分)	93,850	75,080	80%	甲4-40		
30	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～12月分、平成22年2月分)	1,114,500	891,600	80%	甲4-49～53		
31	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～12月分)	900,000	900,000		甲4-54～57		
32	"	政務調査補助職員雇用費(平成22年1月～平成22年3月分)	600,000	480,000	80%	甲4-58,59		
33	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～5月分)	160,000	128,000	80%	甲4-60,61	P50議員個人の支出である。	補助職員は、政務調査活動に係る業務の他、後援会活動に係る業務にも従事していたが、後援会活動は年に1回の総会を開催する程度であり、補助職員は総会の案内状の作成・送付や総会での受付・案内に従事するにとどまっていたから、業務全体における後援会活動に係る業務の割合は低く、按分率を80%とするのが相当である。(第2事件丙A16-2・4)
34	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年6月～平成22年3月分)	960,000	768,000	80%	甲4-62～66		
35	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	2,690,000	2,152,000	80%	甲4-67～72		
36	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	3,600,000	3,600,000		甲4-73～76	P51議員個人の支出である。	左記費用に係る補助職員は、政務調査活動に係る業務の他、後援会活動に係る業務に従事することもあったため、月額30万円を政務調査活動に係る業務の対価として政務調査費から支払うとともに、月額6万円強の給与を後援会事務所から受け取っていた。すなわち、左記金額は政務調査活動に係る業務の対価であるから、全額について政務調査費を充当することができる。なお、当時他に3名の補助職員を雇用しており、主にそれらの職員が政務調査活動以外の議員活動や後援会活動の補助に従事していた。(第2事件丙A8-1・3)
37	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	866,400	866,400		甲4-77～81	P8議員個人の支出である。	左記費用に係る職員に対しては、市政相談事務の一部を依頼しており、同職員は、電話による「相談の受付」や、議員が留守の際に議員に代わって相談を聴取した上で市政相談内容を議員に伝達し、また、資料作成の補助、現地調査の補助等に従事しているところ、それらの業務は政務調査に役に立っている。(第2事件丙E2)
38	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～6月分)	240,000	192,000	80%	甲4-87～89	P52議員個人の支出である。	政務調査活動の補助職員として雇用した3名は、いずれも、おおむね週5日、1日3～4時間勤務していたものであり、時給1000円程度を給与としていた。上記職員らは、年に2回の後援会総会の案内文作成やその送付作業等、後援会活動にも一部従事したが、その割合は低いため、按分率はいずれも80%とするのが相当である。(第2事件丙A20-2・4)
39	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年7月～平成22年3月分)	720,000	576,000	80%	甲4-90～95		
40	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	960,000	768,000	80%	甲4-96～102		
41	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	960,000	768,000	80%	甲4-103～109		

42	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	6,102,500	4,068,338	2/3	甲4-114 ～121	P10議員個人の支出である。	左記費用に係る職員の職務内容の70%は、議員本人の不在時に大阪市民やY区民が相談に来た場合の対応や電話での相談への対応等、政務調査や議員活動の補助作業であり、それを按分率の根拠としている。それらの職務内容は会派から委任されている政務調査活動に役に立っている。(第2事件丙E4)
43	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	2,429,760	2,429,760		甲4-140 ～146	P54議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、平成21年4月から政務調査補助職員として雇用した者であり、その人件費は、給与月額190,000円、交通費月額12,480円であった。同人は経験豊富な常勤職員であり、勤務条件等からして給与額は相当である。また、同人は政務調査活動の補助業務のみを行っており、政務調査以外の職務は別に雇用している者が担当していた。(第2事件丙A4-2・4)
44	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	2,460,000	2,214,000	90%	甲4-147 ～152	P44議員個人の支出である。	左記費用に係る職員の職務内容のうち、90%は議員が留守の間に事務所を訪れた市民の市政に対する相談への対応や、大阪市政に関する広報誌の配布の手伝い等であり、それを按分率の根拠としている。また、それらの職務内容は、市民から聴取した相談内容を区政の充実につなげるなど、会派から委任されている政務調査活動に役に立っている。(第2事件丙E5)
45	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	960,000	768,000	80%	甲4-153 ～157	P12議員個人の支出である。	左記費用に係る各職員の職務内容の80%は市政に対する相談への対応や調査研究に関する資料作成、その他広報活動の補助等であり、それを按分率の根拠としている。また、これらの職務内容は、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E6)
46	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	3,600,000	2,880,000	80%	甲4-158 ～162		
47	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	3,000,000	3,000,000		甲4-163 ～167	P35議員個人の支出である。	P35議員に係る政務調査活動は、議員がP36株式会社に政務調査の業務委託を行い、同社がその雇用する職員をして受託業務に当たらせるという形態を採っていた。P35議員の議員活動の補助業務は、上記職員がその全てに従事していたものである(なお、議会関連活動は市の職員が補助し、政党活動は議員団が直接雇用する職員が補助していた)。上記職員は、議員事務所において常勤職員として勤務し、来客の対応や市政相談への対応に従事するほか、各種資料の作成等にも従事した。他方、後援会活動についても、行事の案内等の事務連絡や事務作業に従事していた。さらに、建物内メーター検針等、P36株式会社の業務にもわずかではあるものの従事していた。上記職員が上記会社より受け取っている給与は月額330,000円であったところ、同人の日常業務に占める政務調査活動の割合が75%であったことから、給与月額の約75%にあたる250,000円を業務委託費として政務調査費から充当したものである。(第2事件丙A12-4)
48	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	1,020,000	816,000	80%	甲4-168 ～174	P13議員個人の支出である。	左記費用に係る職員の職務内容のうち、80%は、政務調査に関わる事務的な仕事や、議員が留守の際に議員に代わって市民の陳情を受けたり、電話で市民からの市政相談を受けて議員に報告するなどの内容、また、議員の補佐として行う政策提案をするための調査活動等であり、これを按分率の根拠としている。それらの職務内容は、市民から直接声を聞いて活動することにより、産業振興、安心して市民が住むことのできる街づくりにつながる点で、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E7)
49	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	3,760,000	3,008,000	80%	甲4-175 ～182		

50	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	2,440,440	1,952,352	80%	甲4-183 ～187	P55議員個人の支出である。	政務調査補助職員の給与は月額203,370円であるが、上記職員の職務は、政務調査活動に係る業務がその8割を占め、後援会活動と政党活動が1割ずつであるというべきであるから、その80%を政務調査のための人件費として政務調査費を充当したものである。なお、議員の母と妻が後援会活動に係る業務や政党活動に係る業務に従事している。(第2事件丙A19-2・4)
51	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年11月、平成22年3月分)	215,000	107,500	50%	甲4-188,189	P55議員個人の支出である。	左記費用は雇用したアルバイトの給与であり、従事した業務における政務調査活動の割合に応じ、按分率を50%としたものである。(第2事件丙A19-2・4)
52	"	政務調査補助職員雇用費	230,000	184,000	80%	甲4-15,16	P56議員個人の支出である。	左記費用に係る政務調査補助職員は、市政に関する意見や要望の収集、資料の収集と整理、市政情報の発信や市政報告新聞の発行等の政務調査業務に従事しており、後援会活動等の政務調査活動以外の業務は議員の妻及び後援会女性部長が行っていたものであるし、そもそも後援会活動はほとんど行われていないが、按分率は念のため80%としたものである。(第2事件丙A11-2・3・5～7)
53	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年7月～9月分)	278,625	222,900	80%	甲4-190 ～192		
54	"	政務調査補助職員雇用費(平成22年2月～平成22年3月分)	234,072	187,257	80%	甲4-193,194		
55	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	2,598,120	2,598,120		甲4-195 ～199	P57議員個人の支出である。	政務調査補助職員は政務調査活動に係る業務に専従していた。なお、後援会活動に係る業務は議員の妻等において従事していたものである。(第2事件丙A9-1・3)
56	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	2,520,000	2,016,000	80%	甲4-200 ～204	P14議員個人の支出である。	左記費用に係る職員の職務内容の80%は、行政機関への対応や、調査に関する資料の作成と広報活動の補助等であり、それを按分率の根拠としているところ、それらの職務内容は、会派から委任されている政務調査活動を迅速かつ円滑に進めるための補助業務として役立つ。(第2事件丙E8)
57	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	4,480,000	3,584,000	80%	甲4-205 ～210	P58議員個人の支出である。	左記費用に係る補助職員はP58議員の議員活動全般を支えており、その勤務時間や内容等からして左記給与額は妥当であるところ、政務調査活動としては市政相談対応や資料作成等に従事しており、補助業務に占める政務調査活動補助の割合は控えめにいって8割であったものである。(第2事件丙A14-2・4)
58	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	960,000	960,000		甲4-211 ～215	P42議員個人の支出である。	左記費用に係る補助職員は、P42議員に対して議員活動についての補助やアドバイスをしていたところ、左記給与は、そのうち政務調査活動に関する対価であり、その額も相当であった。なお、それ以外の活動に関する補助等は無償で行っていた。(第2事件丙A21-2～6・8)
59	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	960,000	960,000		甲4-216 ～220	P42議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、主に市政相談への対応業務に従事しており、その他、後援会活動や政党活動に従事することもあった。月額8万円の給与は日常業務である政務調査活動補助の対価であり、後援会活動の対価として別途数万円程度を支給していた。なお、政党活動については無償で従事していた。(第2事件丙A21-2～6・8)
60	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	960,000	960,000		甲4-221 ～225	P42議員個人の支出である。	
61	"	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	600,000	600,000		甲4-226 ～230	P42議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、市政相談に従事する他、施策の研究等の補助業務に従事した。なお、後援会活動に従事することもあったが、後援会活動については無償であった。(第2事件丙A21-2～6・8)

62	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年2月分)	2,742,500	2,194,000	80%	甲4-231～236	P15議員個人の支出である。	平成21年度に政務調査費を用いて給与等を支払った政務調査補助職員の職務内容の80%は、地域住民の意見や要望の聴取、資料作成、調査活動であり、それを按分率の根拠としている。具体的には、地域住民の意見や要望にきめ細かく対応するため、議員が公務等で不在の時は議員の代理を務め、また、議員に同行して要望をまとめ、市役所に伝え、地域に連絡するなどの補佐職務を行い、地域で報告する際の資料収集やデータの準備等、議員の補佐職務を行う上、地域住民に対する報告会の調整、案内、会場設営等も職務に含まれるところ、これらの職務内容は、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E12)
63	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	960,000	960,000		甲4-237～243	P59議員個人の支出である。	P59議員の後援会事務所は政務調査事務所とは全く別個にあるため、政務調査補助職員は後援会活動の補助業務には従事していないものである。(第2事件丙A17-2・4)
64	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	960,000	960,000		甲4-244～250		
65	〃	政務調査補助職員雇用費	60,000	60,000		甲4-17	P60議員個人の支出である。	臨時の政務調査のためのアルバイト費用である。
66	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	1,030,000	980,000	一部按分	甲4-257～263	P60議員個人の支出である(年度末手当のみ按分50%)。	左記費用に係る職員は、政務調査活動に係る業務の他、地域コミュニティや諸団体との会議、葬儀等への代理出席をしてもらうことがあったため、一部按分した上で人件費に政務調査費を充当しているものである。
67	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	3,500,000	2,770,000	按分	甲264～269	P60議員個人の支出である(按分率80%、年度末手当50%)。	左記費用に係る職員は、議員活動全般を補助しており、市民相談の対応や資料の収集及び作成等、政務調査補助業務全般に従事する他、選挙、後援会、政党活動のための補助業務も行っていたが、それらが補助業務全体に占める割合はせいぜい数割である。また、当該補助職員以外に3名のアルバイトを雇用し、1日4時間勤務してもらっており、これらアルバイトも現地調査や資料作成等に従事していた。このようなことから、当該職員の給与については80%、年末手当を50%とする按分を行った上で政務調査費を充当したものである。(第2事件丙A5-1・2)
68	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年6月～平成22年3月分)	856,800	685,440	80%	甲4-270～274	P62議員個人の支出である。	左記費用に係る政務調査補助職員は、政務調査補助以外に、後援会関係で書類を届けたり、議員活動に伴う連絡等を担当しているが、後援会活動は他の者が企画及び実行するため、政務調査補助職員が後援会活動に関与することは少ない。したがって、按分率は80%が相当であり、給与の80%を政務調査費として計上したものである。(第2事件丙A25-2・4)
69	〃	政務調査補助職員雇用費(平成22年1月及び3月分)	140,800	112,640	80%	甲4-275,276	P62議員個人の支出である。	左記費用に係る補助職員は、不定期雇用のアルバイトであり、訪問する市民等の相談・陳情等への対応や関連する資料作成等に日常業務の時間の大半を費やすのが通常であったため、按分率は80%が相当である。(丙A25-2・4)
70	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	1,200,000	1,200,000		甲4-277～283	P40議員個人の支出である。	P40議員の後援会事務所は、政務調査事務所と同一建物のうちの別室としてこれと分離されており、かつ、後援会活動は後援会役員らが行っているものであって、政務補助職員は担当していない。したがって、政務調査補助職員の人件費は全額について政務調査費を充当することができるものである。(第2事件丙A10-1・2)
71	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	1,200,000	1,200,000		甲4-284～290		

72	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	890,000	890,000		甲4-291～296	P16議員個人の支出である。	左記費用に係る各補助職員は、議員から依頼された調査を行って議員に報告しており、これらの職務内容は、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。調査内容は、地域住民の要望やニーズについて、少子化対策と保育所・幼稚園の一元化について、η区内における昨今の葬儀式の状況について等である。(第2事件丙E9)
73	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	1,190,000	1,190,000		甲4-297～302		
74	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	600,000	600,000		甲4-303～307		
75	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	3,480,000	3,480,000		甲4-308～312	P63議員個人の支出である。	P63議員は、政務調査活動に関し、有限会社P64の社員を市政相談事務所に出向させて、同社社員らに市政相談の補助を行わせていたものであるが、上記社員らは、有限会社P64の業務にも従事しており、市政相談に係る補助業務とP64業務の従事時間がほぼ等しかったことから、上記社員らが有限会社P64から受ける給与のそれぞれ半額について政務調査費を充当したものである。なお、後援会活動の補助は議員の子が従事していたものであって、出向契約に基づく支払賃金額は全て政務調査補助業務の対価である。(第2事件丙A22-2・4)
76	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	3,650,000	2,555,000	70%	甲4-313～319	P17議員個人の支出である。	左記費用に係る職員の職務内容は、区内外の個人・法人・団体からの意見、要望等の把握、各情報の収集や資料調査、広報誌やHP作成等による情報発信等であり、それらの職務内容は、中小企業、商店街の活性化、区政充実、福祉施策、子育て支援施策、まちづくり、教育等の点で、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E10)
77	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	2,373,400	1,680,050	按分	甲4-320～324	P17議員個人の支出である(按分率75%、3月分25%)。	
78	〃	政務調査補助職員雇用費(平成21年4月～平成22年3月分)	3,150,000	2,520,000	80%	甲4-325～331	P65議員個人の支出である。	左記費用に係る政務補助職員は、政務調査活動80%、後援会活動10%、その他10%程度の事務について補助していたことから、政務調査活動に従事した割合によって按分した上で人件費に政務調査費を充当したものである。(第2事件丙A24-2・4)
79	事務・事務所費	コピー機保守点検代	103,639	72,547	70%	甲4-338	会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。	左記事務費は、会派が会派控室において使用する事務機器類に関する購入、リース、メンテナンス料であるところ、本来全額が政務調査のための経費であるものの、按分率を70%としたものである。(第2事件丙A3)
80	〃	コピー機保守点検代	79,873	55,911	70%	甲4-339		
81	〃	コピー機保守点検代	77,332	54,132	70%	甲4-340		
82	〃	コピー機保守点検代	91,734	64,213	70%	甲4-341		
83	〃	コピー機保守点検代	72,833	50,983	70%	甲4-342		
84	〃	コピー機保守点検代	105,470	73,829	70%	甲4-343		
85	〃	コピー機保守点検代	73,083	51,158	70%	甲4-344		
86	〃	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	661,500	463,050	70%	甲431～442		

87	"	パソコンリース代(平成21年4月～平成22年3月分)	1,530,900	1,071,624	70%	甲4-466 ～472		
88	"	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	1,449,000	1,304,100	90%	甲4-515 ～519	P44議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所での活動のうち、90%はインターネットを用いて大阪市政に関する情報を収集する活動や、市民の意見を聞くなどの活動であり、それを按分率の根拠としている。それらの活動は会派から委任されている政務調査活動(市政の研究等)に役立っている。(第2事件丙E5)
89	"	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	144,900	144,900		甲4-400 ～412	P43議員個人の支出である。	議員の事務所において使用するコピー機のリース料であり、政務調査活動に使用したものであるから、政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A15-2～4, 6)
90	"	封筒印刷費	73,500	58,800	80%	甲4-335,336	P43議員個人の支出である。	事務所における活動のために使用した経費であり、政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A15-2～4, 6)
91	"	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	2,142,000	1,927,800	90%	甲4-489 ～495	P39議員個人の支出である(有本ビル2階)。	P39議員の後援会活動は、他の会場を借りて、市政報告会を兼ねた「P39を囲む会」を年1回開催しているのみであり、また、政務調査事務所を後援会活動に利用するのは、年3回の役員会のみであって、後援会活動に政務調査事務所を使用することはほとんど無いといつてよいから、按分率90%として政務調査費を充当したことは相当である。(第2事件丙A7-1・3)
92	"	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	262,500	262,500		甲4-359 ～365	P39議員個人の支出である。	P39議員の事務所において後援会活動はほとんど行われていないから、按分率は100%が相当である。(第2事件丙A7-2・4)
93	"	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	157,500	157,500		甲4-425,426	P40議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機器も政務調査用であって、按分率は100%が相当である。なお、コピー機の用紙代やトナー代、カラーコピー追加料金については、政務調査費として請求していない。(第2事件丙A10-1・2)
94	"	事務所賃借料(平成21年4月～7月分)	630,000	504,000	80%	甲4-473 ～477	P48議員個人の支出である。	左記費用に係る政務調査事務所の賃料は、近隣物件と均衡の取れたものである。また、同政務調査事務所は後援会事務所を兼ねていたものの、後援会活動は年4回の行事程度にとどまっており、後援会費は徴収していないから、後援会事務等に使用する頻度からすれば、事務所賃料についての政務調査費の按分率は80%とするのが相当である。(第2事件丙A18-2・4)
95	"	コピー機リース料(平成21年4月～7月分)	199,920	159,936	80%	甲4-345 ～347	P48議員個人の支出である。	政務調査事務所において後援会活動に関する事務が行われることは少ないから、コピー機のリース料はその80%について政務調査費を充当することができる。(丙A18-1・3)
96	"	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	226,800	113,400	50%	甲4-348 ～352	P7議員個人の支出である。	左記費用に係るリースコピー機は、その50%は地域のお知らせや市政報告のために使用しており、それを按分率の根拠としている。また、それらの使用内容は会派から委任されている政務調査活動に役に立っている。(第2事件丙E1)
97	"	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	965,040	725,040	一部 充当	甲4-482 ～484	P51議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所を政務調査専用事務所として利用することとし、政務調査活動以外の活動(後援会活動その他の政治活動等)は自宅兼事務所で行っていったものであり、左記費用について政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A8-1・3)

98	”	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	362,880	181,440	50%	甲4-353 ～357	P51議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機は、実体としては8、9割方政務調査関係の資料のコピー作成に利用していたものの、自宅兼事務所に複合機等がないため後援会活動にも若干使用していたものであるから、コピー機のリース料について政務調査費を充当する際の按分率は控えめに50%としたものである。(第2事件丙A8-2・4)
99	”	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	1,560,000	1,248,000	80%	甲4-485 ～488	P8議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所使用の大部分が政務調査活動に伴う使用であり、具体的には、市政相談や市政の勉強、決算市会や予算市会、事前調査委員会に向けての勉強、資料の収集、市政報告に向けての資料の準備や作成等に利用しているところ、利用状況から、按分率を80%と判断して政務調査費を充当したものである。(第2事件丙E2)
100	”	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	229,320	183,456	80%	甲4-358	P8議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機は、政務調査活動に伴う資料等のコピーに使用する他、後援会活動、政治活動の資料を作成する機会も多少あるため、按分率を80%として政務調査費と充当している。なお、後援会活動、政治活動は必ず市政報告会を兼ねて行っている場合がほとんどであり、市政報告や市政報告紙を配布している。(第2事件丙E2)
101	”	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	1,470,000	1,176,000	80%	甲4-496 ～502	P68が領収証を発行しており、P52議員個人の支出である。	政務調査事務所は主に政務調査のために使用しており、後援会活動は、年に3回程度、後援会の世話人会の会合が行われる程度であることから、按分率は80%とするのが相当である。また、左記の事務所賃料は近隣物件の賃料よりも低く、賃料の額も相当性を有する。(丙A20-1・3)
102	”	コピー機リース料及び電話機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	525,540	420,432	80%	甲4-366 ～374	P52議員個人の支出である。	P52議員の事務所において後援会活動はわずかしか行われておらず、リース料の80%について政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A20-2・4)
103	”	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	1,330,560	1,064,448	80%	甲4-520 ～526	P12議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所での活動のうち、80%は市政に関する相談の対処や調査全般に関わる事務であり、それを按分率の根拠としている。また、それらの活動は会派から委任されている政務調査活動(市の政策の広報活動、市政への意見や相談等の広聴活動)に役立っている。(第2事件丙E6)
104	”	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	226,800	181,440	80%	甲4-378 ～380	P12議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機の使用内容のうち、その80%は政務調査活動のために必要となる資料の作成等であるから、それを按分率の根拠としている。また、それらの活動は会派から委任されている政務調査活動の事務遂行に役立っている。(第2事件丙E6)
105	”	電話機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	97,020	77,616	80%	甲4-448 ～450	P12議員個人の支出である。	左記費用に係る電話機の使用内容のうち、80%は政務調査活動における連絡、市政に関する意見、質問、相談を聴取することであるから、それを按分率の根拠としている。それらの活動は、事務所との連絡を可能にする点で、会派から委任された政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E6)
106	”	複合機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	126,000	75,600	60%	甲443～ 447	P13議員個人の支出である。	左記費用に係る複合機の使用内容のうち、60%は政務調査に関わる事務的な資料、市民からの陳情をまとめた資料、市政提案等の作成や、関係者へのFAX送信等であり、それを按分率の根拠としている。それらの使用内容は、いち早く資料作成を行って市民に報告されることを可能にする点で、会派から委任された政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E7)

107	〃	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年2月分)	462,000	369,600	80%	甲4-381 ～385	P55議員個人の支出である。	P55議員の事務所における活動の8割は政務調査活動であるから、コピー機のリース料やコピー用品消耗品代の8割について政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A19-2・4)
108	〃	事務用品代(コピー用品消耗品代)	62,874	50,299	80%	甲4-337		
109	〃	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	1,260,000	1,008,000	80%	甲4-549 ～554	P14議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所での活動のうち、80%は市政相談の対処や調査等に関する事務であり、それを按分率の根拠としている。それらの活動は会派から委任された政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E8)
110	〃	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	412,020	329,616	80%	甲4-386 ～391	P14議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機の使用内容のうち、80%は市の事務及び行財政に関する資料の送受信や複写等であり、それを按分率の根拠としている。それらの使用内容は会派から委任された政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E8)
111	〃	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	1,260,000	1,008,000	80%	甲4-561 ～563	P42議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所においては、主に市民の市政相談に対する対応業務を行っており、同事務所において後援会活動に係る事務が行われていたのは年に数日にすぎないから、按分率は80%とするのが相当である。(第2事件丙A21-1・7)
112	〃	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	201,600	161,280	80%	甲4-392 ～399	P42議員個人の支出である。	P42議員の事務所においては、主に市民の市政相談に対する対応業務を行っており、同事務所において後援会活動に係る事務が行われていたのは年に数日にすぎないから、コピー機リース料についても、その按分率は80%とするのが相当である。(第2事件丙A2-6・8)
113	〃	電話機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	249,480	199,584	80%	甲4-451 ～460	P60議員個人の支出である。	後援会行事が開催されるのは年間10日以下であり、左記費用に係るコピー機や電話機の使用の大半は政務調査活動のためのものであるというべきであるから、各リース料の80%について政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A5-1・2)
114	〃	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	158,760	127,008	80%	甲4-413 ～419		
115	〃	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	1,800,000	1,800,000		甲4-567 ～571	P69が領収証を発行しており、P62議員個人の支出である。	建物(道場)の一部を政務調査活動を行う事務所として賃借しているところ、政務調査事務所として賃借している部分は、同建物の1階部分北西角12㎡、同応接室12㎡、同建物2階資料室、コンピュータ室12.6㎡の合計36.6㎡及び駐車場1台分に限られており、後援会事務所については、上記政務調査事務所とは別個独立に使用している。左記費用は政務調査事務所として賃借した部分に係る賃料であり、その全額について政務調査費を充当することができる。また、上記賃料は水道・光熱費を含め月額15万円であり、近隣物件の賃料と比較して相当性を有する額にとどまっている。(第2事件丙A25-1・3)
116	〃	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	239,400	191,520	80%	甲4-420 ～424	P62議員個人の支出である。	P62議員の事務所における活動の80%は政務調査活動であるから、左記各費用の80%についても政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A25-2・4)
117	〃	電話機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	219,240	175,392	80%	甲4-461 ～465		

118	"	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	378,000	264,600	70%	甲4-427,428	P17議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機は、議会・委員会関連の資料の作成や整理、市政報告書の作成、市民への資料配付等の目的で使用しているが、後援会の資料作成等で使用することもあるため、按分率を用いて区分している。これらの職務内容は、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E13)
119	"	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	960,000	768,000	80%	甲4-581～585	P65議員個人の支出である。	P65議員は、左記費用に係る事務所を政務調査活動専用の事務所として使用しているほか、別に政務調査・後援会事務所として使用する事務所を有しており、さらに、P25党δ支部事務所も別途存在している。したがって、左記費用に係る事務所は政務調査活動専用の事務所であるが、年に数回、後援会行事(地区活動)の打合せ等に使用することがあるため、按分率を80%として計上した。(第2事件丙A24-1・3)
120	"	コピー機リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	113,400	90,720	80%	甲4-429,430	P65議員個人の支出である。	P65議員の事務所における活動の8割は政務調査活動であるから、コピー機リース料についてもその80%について政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A24-2・4)
121	"	事務所賃借料(平成21年5月～平成22年3月分)	2,200,000	1,980,000	90%	甲4-478～481	P50議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所は後援会事務所を兼ねているものの、そこで行われる後援会活動は、年1回の後援会総会開催のために役員会を年に1、2回行うものにすぎず、活動の大半は政務調査活動であるから、按分率は90%とするのが相当である。なお、賃料の額も近隣の物件の賃料と均衡を保っている。(第2事件丙A16-1・3)
122	"	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	1,248,000	998,400	80%	甲4-503～507	P9議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所での活動のうち80%は地域住民の要望の対応や行政機関への調査等であり、それを按分率の根拠としている。また、それらの活動は、市政振興に住民の意見を反映する点で、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E3)
123	"	コピー機リース料(平成21年6月～平成22年3月分)	99,750	79,800	80%	甲4-375～377	P9議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機の使用内容のうち80%は、事務所内での活動のための関係書類の複写やFAXの送受信等であり、それを按分率の根拠としている。なおコピー機の使用範囲は政務調査活動全般に及んでいるものである。(第2事件丙E3)
124	"	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	1,800,000	1,200,000	2/3	甲4-508～514	P70が領収証を発行しており、P10議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所での活動のうち70%(2/3)は、政務調査や議員活動の補助作業であり、それを按分率の根拠としている。それらの活動は会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E4)
125	"	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	2,400,000	2,400,000		甲4-527～533	株式会社P34が領収証を発行しており、P33議員個人の支出である。	3階建ての建物のうち一部を、政務調査活動を行う事務所として賃借していたものである。なお、同建物では、他の部分を使用して政党活動や後援会活動を行っており、さらに、その余の部分は株式会社P34の事務所として使用している。したがって、左記費用は政務調査事務所の賃借料であり、賃料は近隣の物件と比較して低く設定していたことから、左記費用の全額について政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A6-2・3)

126	”	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	1,440,000	1,440,000		甲4-534 ～538	P36株式会社が領収証を発行しており、P35議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所においては、市政各般にわたる市民相談、各種の調査、活動成果を広報するホームページの管理、発行物の作成、市政報告会や講演会に用いる資料作成等の活動を主に行っていたほか、後援会活動として、年に1回程度行われる後援会行事の連絡取りまとめを行っており、事務所内での活動に占める政務調査活動の割合は80%であった。なお、P35議員は、議会関連の活動は主に市庁舎の議員控室で行っていた。(第2事件丙A12-1・3)
127	”	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	960,000	768,000	80%	甲4-539 ～543	P71が領収証を発行しており、P56議員個人の支出である。	P56議員の後援会事務所は別の場所に置かれていたことから、左記費用に係る政務調査事務所は政務調査活動専用の事務所であるが、後援会等の用に供することがないとまではいえないことを考慮し、按分率を8割としたものであって、相当である。(第2事件丙A11-1・4)
128	”	事務所賃借料(平成21年4月～10月分)	700,000	560,000	80%	甲4-544 ～548	P140P73が受取人となっており、P57議員個人の支出である。	P57議員の事務所は、同議員の実母が代表取締役になっている株式会社P72所有物件の一部であり、同事務所は後援会事務所を兼ねているものの、後援会活動による使用頻度は少ないため按分率を80%としたものである。なお、賃料は近隣物件と比較して低額である。(第2事件丙A9-2・4)
129	”	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	1,080,000	864,000	80%	甲4-555 ～560	P58議員個人の支出である。	建物の2階部分をP58議員の自宅として使用し、同建物の1階部分を賃借して事務所として使用していた。事務所において、P58議員は、主に市政相談を受けた上でそれを処理するための活動を行っていたが、その他、わずかではあるものの、後援会活動や受けた献金の会計処理に係る事務を行っていたものであり、事務所の活動に占める政務調査活動の割合は控えめにみても80%であったため、事務所賃料の80%について政務調査費を充当したものである。(第2事件丙A14-1・3)
130	”	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	900,000	810,000	90%	甲4-564,565	P15議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所での活動のうち、90%は地域の方の意見・要望の聴取やそのための資料調査等であり、また、政務補助職員がその職務を主に事務所において行っているため、按分率の根拠とした。これらの活動は、会派から委任されている政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E12)
131	”	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	2,500,800	2,500,800		甲4-572 ～575	P74が領収証を発行しており、P16議員個人の支出である。	P16議員は、左記費用に係る事務所を実際に市政事務所として使用しており、事務所の存在は政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E9)
132	”	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	2,040,000	2,040,000		甲4-576 ～580	P63議員個人の支出である。	左記費用に係る議員事務所は、P63議員の子が株式を100%保有する会社が所有する建物内にあり、P63議員個人が経営するP75が同建物を賃借した上、その一部を転借したものである。上記議員事務所は、市政相談を受けるための専用の事務所として使用しており、後援会活動や政党活動は議員事務所外において行われていた。議員事務所に備え付けられた備品や自動車、光熱費、電話等全ての使用料を含めて月額10万円と設定し、賃料は月額7万円と設定したが、いずれも相場よりも安価である。(第2事件丙A22-1・3)

133	"	事務所賃借料(平成21年4月～平成22年3月分)	14,922,008	14,922,008		甲4-586 ～600	議員個人の支出である。	
		番号133-1 上記のうち「P43」分					P43議員個人の支出である。	2階建ての建物の1階部分の一部について、会派との間で賃貸借契約を締結し、議員事務所として使用していた。事務所部分の賃料は、賃料相場に照らして月額20万円弱であると考えられたところ、議員事務所の活動のうち半分が政務調査活動であると考えたため、会派との間の契約賃料はその約半分である月額8万円としていたものであり、上記賃料については全額政務調査費を充当することができる。なお、実際には、議員事務所における活動の7割程度が市政相談等の政務調査活動である。(第2事件丙A15-1・5)
		番号133-2 上記のうち「P7」分					P7議員個人の支出である。	上記費用に係る事務所において、区政の充実に関すること、主として市政活動を行っているものである。(第2事件丙E1)
		番号133-3 上記のうち「オオサカシカイギン P55」分					P55議員個人の支出である。	事務所について、その各部分の面積及び政務調査活動のために使用する頻度を基に、政務調査活動のために使用した割合を算定したところ48%であり、残りの52%は政党活動や後援会活動のために使用していたものである。そこで、賃貸借契約書においては、事務所のうち、政務調査事務所として使用する48%の部分に係る賃料を記載しているものであり、左記費用はその全額について政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A19-1・3)
		番号133-4 上記のうち「カ」P76」分					P59議員個人の支出である。	P59議員は、6階建てビルの2階部分を、政務調査専用の事務所として使用している。なお、P59議員の後援会事務所は、政務調査事務所の南西に所在する議員の自宅に置かれている。賃料は相場より低額であり、賃料全額について政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A17-1・3)
		番号133-5 上記のうち「P77」分					P54議員個人の支出である。	P54議員は、2階建て建物の1階部分を、市政相談を行うための専用の事務所として使用していた。なお、その他の党務等の議員活動は同建物の2階部分において行い、後援会活動は別建物である自宅兼事務所において行っていた。左記費用は市政相談専用の事務所の賃料であり、賃料額も相当であるから、政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A4-1・3)
		番号133-6 上記のうち「P78」分					P79議員個人の支出である。	事務所の総賃料は月額60万円であったが、P79議員は同事務所において政務調査活動と後援会活動とを行っており、その使用状況に照らし、50%に当たる月額30万円について政務調査費を充当したものである。なお、本調査事務所の賃貸人はP78(P79議員の義母)である。(第2事件丙A13-1・2)
		番号133-7 上記のうち「P80」分					P49議員個人の支出である。	P49議員は、3階建て建物の1階部分を市政相談を受けるための専用部分として利用していたため、1階部分の賃料について政務調査費を充当したものである。なお、同建物の2階部分及び3階部分は会議室として後援会活動等に使用していたものである。また、上記建物は、平成18年に議員の妻名義で信用金庫より借入れをして購入したもので、同年から平成28年まで月々約26万円の返済を必要とする物件であり、本件の賃料は、近隣の賃貸物件と比較し決して高くはない賃料であった。(第2事件丙A23-1・3)

134	その他の経費	自動車リース料(平成21年4月～平成22年3月分)	718,200	287,280	40%	甲4-604～610	P13議員個人の支出である。	左記費用に係る自動車の使用内容のうち、40%は、勉強会・研修会等への参加や、市民からの意見・要望についての現地偵察等であり、それを按分率の根拠としている。それらの使用内容は、勉強会・研修会に参加することによって教育育成・文化振興・福祉の充実・都市再生等につなげ、市民の声を聞くことによって市政改革につなげる点で、会派から委任された政務調査活動に役立っている。(第2事件丙E7)
135	〃	電気関係補修代	65,000	52,000	80%	甲4-602	P60議員個人の支出である。	後援会行事が少なく、事務所における活動の大半が政務調査活動であることから、その補修代についても、按分率を80%として政務調査費を充当することができる。(第2事件丙A5-1・2)
136	〃	ガソリン代	70,496	70,496		甲4-603	P16議員個人の支出である。	左記費用は、議員の事務所と市役所の往復、市会議員としての公務出席や、補助職員が依頼された調査、区民からの苦情・依頼・陳情等についての調査を目的として使用した車のガソリン代であり、政務調査に役立っている。なお、平成21年度の年間を通じたガソリン代全額21万8780円のうち、通常業務と政務調査にかかる業務を按分し、金7万0496円を計上したものである。(第2事件丙E9, 11)
137	〃	自動車リース料(平成21年6月～平成22年3月分)	514,500	411,600	80%	甲4-611～616	P58議員個人の支出である。	議員の活動のうち、政務調査活動がその8割を占めることから、リース料について80%の按分を行った上で政務調査費を充当したものである。(丙A14-2・4)

(別紙4の2)
 ○補助参加人P4関係主張等一覧(平成21年度)

支出項目							原告らの主張	補助参加人P4の主張
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証		
1	調査研究費	車両リース	459,900	229,950	50%	甲5-3~13	P102議員個人の支出である。	左記費用に係る車両の全使用頻度のうち政務調査費活動のために使用される頻度は約60%~70%であることから、50%の按分をした上で政務調査費を充当したものである。
2	〃	車両リース	464,964	232,482	50%	甲5-14~22	P98議員個人の支出である。	
3	〃	車両リース	163,800	81,900	50%	甲5-23~28	P99議員個人の支出である。	
4	〃	車両リース	483,780	241,890	50%	甲5-29~42	P85議員個人の支出である。	
5	〃	車両リース	604,176	302,088	50%	甲5-43~50	P88議員個人の支出である。	
6	〃	車両リース	504,000	252,000	50%	甲5-51~58	P93議員個人の支出である。	
7	人件費	政務調査補助員人件費	5,451,645	5,451,645		甲5-60~65	会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。	左記費用は、会派控室において政務調査活動に従事している男性2名に対する人件費である。2名とも平成21年4月1日から平成22年3月31日まで政務調査活動に従事したが、それ以外の業務に携わることはまったくなかったものである。なお、会派控室には、受付職員として4名の女性従業員が2名ずつ交代で配置されているが、彼女たちは大阪市の職員であって、俸給は大阪市から支払われている。
8	〃	政務調査補助員人件費	5,066,955	5,066,955		甲5-66~72		
9	〃	政務調査補助員人件費	3,780,000	3,780,000		甲5-73~78	P81議員個人の支出である。	左記費用は、いずれもP19党議員の市政事務所において、政務調査活動に従事する職員に対する人件費である。P19党議員の市政事務所では、政務調査活動以外の業務を行うことはないことから、これらの人件費も政務調査活動に関する経費であるといえる。
10	〃	政務調査補助員人件費	1,280,000	1,280,000		甲5-79~86	P22議員個人の支出である。	
11	〃	政務調査補助員人件費	1,300,000	1,300,000		甲5-87~92	P82議員個人の支出である。	
12	〃	政務調査補助員人件費	1,296,000	1,296,000		甲5-93~97	P95議員個人の支出である。	
13	〃	政務調査補助員人件費	660,000	660,000		甲5-98~104	P83議員個人の支出である。	

14	"	政務調査補助員人件費	880,000	880,000		甲5-105 ~108	P97議員個人の支出である。
15	"	政務調査補助員人件費	1,800,000	1,800,000		甲5-109 ~121	P99議員個人の支出である。
16	"	政務調査補助員人件費	2,479,500	2,479,500		甲5-122 ~126	P100議員個人の支出である。
17	"	政務調査補助員人件費	2,800,000	2,800,000		甲5-127 ~134	P85議員個人の支出である。
18	"	政務調査補助員人件費	2,220,000	2,220,000		甲5-135 ~137	P86議員個人の支出である。
19	"	政務調査補助員人件費	1,820,000	1,820,000		甲5-138 ~142	P87議員個人の支出である。
20	"	政務調査補助員人件費	1,575,000	1,575,000		甲5-143 ~148	P88議員個人の支出である。
21	"	政務調査補助員人件費	600,000	600,000		甲5-149 ~153	P88議員個人の支出である。
22	"	政務調査補助員人件費	1,600,000	1,600,000		甲5-154 ~159	P89議員個人の支出である。
23	"	政務調査補助員人件費	739,200	739,200		甲5-160 ~164	P90議員個人の支出である。
24	"	政務調査補助員人件費	532,000	532,000		甲5-165 ~169	P90議員個人の支出である。
25	"	政務調査補助員人件費	2,320,000	2,320,000		甲5-170 ~174	P91議員個人の支出である。
26	"	政務調査補助員人件費	1,780,000	1,780,000		甲5-175 ~189	P92議員個人の支出である。
27	"	政務調査補助員人件費	1,540,000	1,540,000		甲5-190 ~195	P93議員個人の支出である。
28	"	政務調査補助員人件費	1,560,000	1,560,000		甲5-196 ~200	P94議員個人の支出である。
29	"	政務調査補助員人件費	550,000	550,000		甲5-201 ~205	P94議員個人の支出である。

左記費用は、いずれもP19党議員の市政事務所において、政務調査活動に従事する職員に対する人件費である。P19党議員の市政事務所では、政務調査活動以外の業務を行うことはないことから、これらの人件費も政務調査活動に関する経費であるといえることができる。

30	''	政務調査補助員人件費	80,000	80,000	甲5-206,207	P94議員個人の支出である。	
31	事務・事務所費	FAX保守料	50,680	50,680	甲5-212,213	会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。	左記費用は、いずれもP19党議員の市政事務所における政務調査活動のために使用される事務用品に関する経費である。P19党議員の市政事務所では、政務調査活動以外の業務を行うことはないので、これらの事務用品費も政務調査活動に関する経費であるといえることができる。
32	''	書籍棚購入費	138,000	138,000	甲5-226,227		
33	''	コピー・印刷機リース料	727,020	727,020	甲5-344~348		
34	''	コピー・印刷機使用料	1,111,222	1,111,222	甲5-349~353		
35	''	支部事務所賃料	945,000	945,000	甲5-228~240	P22議員個人の支出である。	左記費用は、いずれもP19党議員の市政事務所における政務調査活動のために使用される経費である。P19党議員の市政事務所では、政務調査活動以外の業務を行うことはないので、これらの事務用品費も政務調査活動に関する経費であるといえることができる。
36	''	支部事務所賃料	718,200	718,200	甲5-241~244	P82議員個人の支出である。	
37	''	支部事務所賃料	600,000	600,000	甲5-245~253	P102議員個人の支出である。	
38	''	支部事務所賃料	1,512,000	1,512,000	甲5-254~256	P95議員個人の支出である。	
39	''	支部事務所賃料	1,217,388	1,217,388	甲5-257~260	P83議員個人の支出である。	
40	''	支部事務所賃料	1,890,000	1,890,000	甲5-261~264	P97議員個人の支出である。	
41	''	支部事務所賃料	945,000	945,000	甲5-265~268	P98議員個人の支出である。	
42	''	支部事務所賃料	1,320,000	1,320,000	甲5-269~281	P99議員個人の支出である。	
43	''	支部事務所賃料	1,743,421	1,743,421	甲5-282~287	P100議員個人の支出である。	
44	''	支部事務所賃料	966,200	966,200	甲5-288~291	P85議員個人の支出である。	
45	''	支部事務所賃料	1,440,000	1,440,000	甲5-292~296	P86議員個人の支出である。	
46	''	支部事務所賃料	858,900	858,900	甲5-297~302	P87議員個人の支出である。	

47	〃	支部事務所賃料	724,574	724,574	甲5-303 ~307	P88議員個人の支出である。
48	〃	支部事務所賃料	1,565,040	1,565,040	甲5-308 ~311	P89議員個人の支出である。
49	〃	支部事務所賃料	1,444,800	1,444,800	甲5-312 ~314	P90議員個人の支出である。
50	〃	支部事務所賃料	1,200,000	1,200,000	甲5-315 ~319	P91議員個人の支出である。
51	〃	支部事務所賃料	1,464,000	1,464,000	甲5-320 ~332	P92議員個人の支出である。
52	〃	支部事務所賃料	1,320,000	1,320,000	甲5-333 ~336	P93議員個人の支出である。
53	〃	支部事務所賃料	1,080,000	1,080,000	甲5-337 ~343	P94議員個人の支出である。
54	〃	複合機トナー代	51,450	51,450	甲5-210	P91議員個人の支出である。
55	〃	テレビモニター購入費	79,800	79,800	甲5-211	P83議員個人の支出である。
56	〃	電話移設工事費	77,700	77,700	甲5-214	P88議員個人の支出である。
57	〃	録画再生機購入費	79,800	79,800	甲5-215	P87議員個人の支出である。
58	〃	印刷機保守料	52,500	52,500	甲5- 216,217	P98議員個人の支出である。
59	〃	プリンタートナー代	53,550	53,550	甲5- 218,219	P102議員個人の支出である。
60	〃	空調機設置費	99,488	99,488	甲5-220 ~222	P89議員個人の支出である。
61	〃	PC等購入費	159,865	159,865	甲5-223	P83議員個人の支出である。
62	〃	PC購入費	135,820	135,820	甲5- 224,225	P89議員個人の支出である。
63	〃	コピー機リース料	136,080	136,080	甲5- 354,355	P82議員個人の支出である。

64	〃	コピー機リース料	128,520	128,520	甲5-356 ~365	P102議員個人の支出である。
65	〃	コピー機リース料	177,660	177,660	甲5-366 ~369	P95議員個人の支出である。
66	〃	コピー機リース料	143,640	143,640	甲5-370 ~376	P83議員個人の支出である。
67	〃	印刷機リース料	174,825	174,825	甲5-377 ~382	P83議員個人の支出である。
68	〃	複合機リース料	254,520	254,520	甲5-383 ~389	P97議員個人の支出である。
69	〃	レンタルプリンターリース料	138,600	138,600	甲5-390 ~398	P98議員個人の支出である。
70	〃	複合機リース料	157,500	157,500	甲5-399 ~407	P98議員個人の支出である。
71	〃	コピー・印刷機リース料	338,940	338,940	甲5-408 ~417	P98議員個人の支出である。
72	〃	複合機リース料	302,400	302,400	甲5-418 ~421	P99議員個人の支出である。
73	〃	複合機リース料	522,900	522,900	甲5-422 ~429	P100議員個人の支出である。
74	〃	複合機リース料	92,400	92,400	甲5-430 ~438	P85議員個人の支出である。
75	〃	複合機リース料	338,940	338,940	甲5-439 ~454	P86議員個人の支出である。
76	〃	事務機器リース料	277,200	277,200	甲5-455 ~466	P87議員個人の支出である。
77	〃	複合機リース料	99,540	99,540	甲5-467 ~474	P88議員個人の支出である。
78	〃	印刷機リース料	81,900	81,900	甲5-475 ~482	P88議員個人の支出である。

左記費用は、いずれもP19党議員の市政事務所における政務調査活動のために使用される事務用品に関する経費である。P19党議員の市政事務所では、政務調査活動以外の業務を行うことはないのので、これらの事務用品費も政務調査活動に関する経費であるといえることができる。

79	〃	複合機リース料	200,340	200,340	甲5-483 ~495	P89議員個人の支出である。	左記費用は、いずれもP19党議員の市政事務所における政務調査活動のために使用される事務用品に関する経費である。P19党議員の市政事務所では、政務調査活動以外の業務を行うことはないので、これらの事務用品費も政務調査活動に関する経費であるといえることができる。
80	〃	複合機リース料	280,980	280,980	甲5-496 ~499	P90議員個人の支出である。	
81	〃	複合機リース料	220,500	220,500	甲5-500 ~507	P91議員個人の支出である。	
82	〃	印刷機リース料	102,060	102,060	甲5-508 ~520	P92議員個人の支出である。	
83	〃	複合機・印刷機リース料	338,940	338,940	甲5-521 ~531	P93議員個人の支出である。	
84	〃	複合機リース料	146,160	146,160	甲5-532 ~539	P94議員個人の支出である。	

(別紙4の3)
○補助参加人P3関係主張等一覧(平成21年度)

支出項目							原告らの主張	補助参加人P3の主張
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証		
1	調査研究費	車リース代	152,339	91,403	60%	甲6-3,4	P109議員個人の支出である。	P109議員は自家用車としてもう1台車を所有しており、個人的な用途には自家用車を使用していることから、左記費用に係るリース車は専ら政務調査に関する移動や現地実態調査の際に電車等では不便な時に使用しているものである。本来、同車は政務調査に関する用途以外にはほとんど使用していないものの、誤解のないよう6割の按分をした上で政務調査費を充当したものである。(第2事件丙C6-1・2)
2	〃	車リース代	152,339	91,403	60%	甲6-5,6		
3	〃	車リース代	152,339	91,403	60%	甲6-7,8		
4	〃	車リース代	152,339	91,403	60%	甲6-9,10		
5	〃	車リース代	152,339	91,403	60%	甲6-11,12		
6	〃	車リース代	152,339	91,403	60%	甲6-13,14		
7	〃	車リース代	152,339	91,403	60%	甲6-15,16		
8	〃	車リース代	152,339	91,403	60%	甲6-17,18		
9	〃	車リース代	152,339	91,403	60%	甲6-19,20		
10	〃	車リース代	152,339	91,403	60%	甲6-21,22		
11	〃	車リース代	152,339	91,403	60%	甲6-23,24		
12	〃	車リース代	152,339	91,403	60%	甲6-25,26		
13	資料作成費	コピー機リース代	28,140	28,140		甲6-28,29	P109議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機は、事務所に備え付けていたものであり、専ら政務調査用に使用したものである。なお、政務調査活動以外のP109議員の活動に関するコピーは、全て、事務所とは別の場所において行っていたものである。(第2事件丙C6-1・2)
14	〃	コピー機リース代	28,140	28,140		甲6-30,31		
15	〃	コピー機リース代	28,140	28,140		甲6-32,33		
16	〃	コピー機リース代	28,140	28,140		甲6-34,35		
17	〃	コピー機リース代	28,140	28,140		甲6-36,37		
18	〃	コピー機リース代	28,140	28,140		甲6-38,39		
19	〃	コピー機リース代	28,140	28,140		甲6-40,41		
20	〃	コピー機リース代	28,140	28,140		甲6-42,43		
21	〃	コピー機リース代	28,140	28,140		甲6-44,45		

22	〃	コピー機リース代	28,140	28,140		甲6-46,47		
23	〃	コピー機リース代	28,140	28,140		甲6-48,49		
24	〃	コピー機リース代	28,140	28,140		甲6-50,51		
25	人件費	政務調査のための補助員の人件費	99,124	99,124		甲6-164,165	会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。	左記費用に係る職員は、会派控室において専ら政務調査活動に従事しており、他の活動に係る業務に従事していないから、人件費の全額について政務調査費を充当することができるものである。(第2事件丙C21)
26	〃	政務調査のための補助員の人件費	96,674	96,674		甲6-329,330		
27	〃	政務調査のための補助員の人件費(1年分)	5,152,870	5,152,870		甲6-358,359		
28	〃	政務調査のための補助員の人件費	132,300	105,840	80%	甲6-59	P109議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、P109議員が事務所に不在の場合、行政への問合せや、相談者への付添い、書類作成等、市政相談に関する業務を行い、また、P109議員の政務調査に関して市会質疑の資料作成や情報収集等の業務も行っているところ、同職員の事務所における業務の8割以上は政務調査活動に関する業務であるものである。(第2事件丙C6-1・2)
29	〃	政務調査のための補助員の人件費	85,000	68,000	80%	甲6-60		
30	〃	政務調査のための補助員の人件費	132,300	105,840	80%	甲6-84		
31	〃	政務調査のための補助員の人件費	85,000	68,000	80%	甲6-85		
32	〃	政務調査のための補助員の人件費	115,200	92,160	80%	甲6-109		
33	〃	政務調査のための補助員の人件費	85,000	68,000	80%	甲6-110		
34	〃	政務調査のための補助員の人件費	138,600	110,880	80%	甲6-134		
35	〃	政務調査のための補助員の人件費	85,000	68,000	80%	甲6-135		
36	〃	政務調査のための補助員の人件費	126,000	100,800	80%	甲6-166		
37	〃	政務調査のための補助員の人件費	85,000	68,000	80%	甲6-167		
38	〃	政務調査のための補助員の人件費	129,600	103,680	80%	甲6-193		
39	〃	政務調査のための補助員の人件費	135,000	108,000	80%	甲6-242		
40	〃	政務調査のための補助員の人件費	119,700	95,760	80%	甲6-269		
41	〃	政務調査のための補助員の人件費	85,000	68,000	80%	甲6-300		
42	〃	政務調査のための補助員の人件費	119,700	95,760	80%	甲6-301		

43	〃	政務調査のための補助員の人件費	85,000	68,000	80%	甲6-327
44	〃	政務調査のための補助員の人件費	117,000	93,600	80%	甲6-328
45	〃	政務調査のための補助員の人件費	119,700	95,760	80%	甲6-356
46	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-103
47	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-104
48	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-120
49	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-121
50	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-146
51	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-148
52	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-149
53	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-179
54	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-180
55	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-203
56	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-204
57	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-230
58	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-231
59	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-252
60	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-253
61	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-279
62	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-291
63	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-292
64	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-321
65	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-322

P111議員個人の支出である。

左記費用に係る職員は、後援会活動や政治活動には一切従事しておらず、専ら政務調査活動に従事していた。なお、P111議員の後援会は有名無実に近い上、P111議員は、政務調査活動以外の活動の拠点を自宅ないし役員宅に設置していたものである。(第2事件丙C4-1)

66	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-351	
67	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-352	
68	〃	政務調査のための補助員の人件費(1年分)	1,920,000	1,920,000		甲6-362	
69	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-368	
70	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-369	
71	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	200,000	80%	甲6-61	P112議員個人の支出である。 左記費用に係る職員は、政務調査の補助及び市民相談等の受付・調整等に係る事務に従事しており、後援会活動に係る業務は、会議資料のコピー等軽微な事務に従事したにとどまるものである。(第2事件丙C12-1)
72	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	200,000	80%	甲6-86	
73	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	200,000	80%	甲6-111	
74	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	200,000	80%	甲6-137	
75	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	200,000	80%	甲6-168	
76	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	200,000	80%	甲6-194	
77	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	200,000	80%	甲6-218	
78	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	200,000	80%	甲6-243	
79	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	200,000	80%	甲6-271	
80	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	200,000	80%	甲6-302	
81	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	200,000	80%	甲6-331	
82	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	200,000	80%	甲6-357	
83	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-69	
84	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-87	
85	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-112	
86	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-144	

87	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-169	P103議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は政務調査活動のみに従事しているが、政務調査費については控えめに充当し、按分率を90%とした。なお、左記費用に係る職員に対して支払った給与は20万円であり、その90%に当たる18万円を計上したものである。(第2事件丙C16-1)		
88	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-195				
89	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-225				
90	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-244				
91	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-275				
92	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-303				
93	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-332				
94	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-360				
95	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	250,000		甲6-145			P103議員個人の支出である。	左記の25万円は賞与であり、その90%の22万5000円を政務調査活動の分として按分することとし、その余の10%に当たる2万5000円は他の活動の分であることを認めて既に返還したものである。(第2事件丙C16-1~3)
96	〃	政務調査のための補助員の人件費	250,000	250,000		甲6-276				
97	〃	政務調査のための補助員の人件費	277,688	277,688		甲6-65	P110議員個人の支出である。	左記費用に係る職員の業務は、事務所の来所者の市政に対する意見・要望への対応が主であり、後援会活動は別途後援会役員が行っている。なお、事務所には「P101党ε支部事務所」の古い看板が置かれているが、同看板は同事務所をP110議員が使う前からあったものであり、同議員は同事務所において政党活動行っていない。したがって、人件費の全額について政務調査費を充当することができる。(第2事件丙C5-1)		
98	〃	政務調査のための補助員の人件費	277,688	277,688		甲6-94				
99	〃	政務調査のための補助員の人件費	277,688	277,688		甲6-115				
100	〃	政務調査のための補助員の人件費	224,740	224,740		甲6-136				
101	〃	政務調査のための補助員の人件費	277,688	277,688		甲6-140				
102	〃	政務調査のための補助員の人件費	277,688	277,688		甲6-172				
103	〃	政務調査のための補助員の人件費	278,136	278,136		甲6-199				
104	〃	政務調査のための補助員の人件費	278,136	278,136		甲6-221				
105	〃	政務調査のための補助員の人件費	278,136	278,136		甲6-247				
106	〃	政務調査のための補助員の人件費	225,114	225,114		甲6-270				
107	〃	政務調査のための補助員の人件費	278,136	278,136		甲6-281				
108	〃	政務調査のための補助員の人件費	278,136	278,136		甲6-306				
109	〃	政務調査のための補助員の人件費	278,136	278,136		甲6-334				

110	〃	政務調査のための補助員の人件費	278,136	278,136		甲6-364
111	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-66
112	〃	政務調査のための補助員の人件費	60,000	60,000		甲6-67
113	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-68
114	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-91
115	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-92
116	〃	政務調査のための補助員の人件費	60,000	60,000		甲6-93
117	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-116
118	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-117
119	〃	政務調査のための補助員の人件費	60,000	60,000		甲6-118
120	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-141
121	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-142
122	〃	政務調査のための補助員の人件費	60,000	60,000		甲6-143
123	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-173
124	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-174
125	〃	政務調査のための補助員の人件費	60,000	60,000		甲6-175
126	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-200
127	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-201
128	〃	政務調査のための補助員の人件費	60,000	60,000		甲6-202
129	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-222
130	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-223
131	〃	政務調査のための補助員の人件費	60,000	60,000		甲6-224
132	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-248
133	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-249
134	〃	政務調査のための補助員の人件費	60,000	60,000		甲6-250
135	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-272

P114議員個人の支出である。

雇用していた職員の業務のうち、政務調査活動に係る業務の分の対価として左記金額を支給したものである。(第2事件丙C17-1)

136	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-273
137	〃	政務調査のための補助員の人件費	60,000	60,000		甲6-274
138	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-307
139	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-308
140	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-309
141	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-335
142	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-336
143	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-337
144	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-365
145	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-366
146	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-367
147	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-64
148	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-90
149	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-119
150	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-147
151	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-176
152	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-198
153	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-226
154	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-251
155	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-280
156	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-305
157	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-350
158	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-363
159	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-62
160	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,000	160,000		甲6-63
161	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-88
162	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,000	160,000		甲6-89

P115議員個人の支出である。

P115議員の日常活動における政務調査活動以外の活動(後援会活動, 党活動, 政務調査活動以外の議員活動)の比率は少なく, また, 議員事務所において上記の活動は行っていないことから, 議員事務所において雇用する職員の人件費の全額について政務調査費を充当することができる。(第2事件丙C10-1)

163	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-113
164	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,000	160,000		甲6-114
165	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-138
166	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,000	160,000		甲6-139
167	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-170
168	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,000	160,000		甲6-171
169	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-196
170	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,000	160,000		甲6-197
171	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-219
172	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,000	160,000		甲6-220
173	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,000	160,000		甲6-245
174	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-246
175	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,000	160,000		甲6-277
176	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-278
177	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-304
178	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-333
179	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	180,000		甲6-361
180	〃	政務調査のための補助員の人件費	132,000	132,000		甲6-77
181	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-102
182	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-128
183	〃	政務調査のための補助員の人件費	230,000	230,000		甲6-157
184	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-178

P116議員個人の支出である。

左記費用に係る職員2名は常時事務所に出勤しており、専ら政務調査活動に従事していたものである。(第2事件丙C13-1)

185	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-211	P117議員個人の支出である。 左記費用に係る職員は、資料の収集や住民からの意見聴取等、政務調査活動の補助業務に従事するほか、他の活動にも一部従事していたものの、左記金額は政務調査活動の補助業務に対する給与額であり、P117議員は、上記職員に対し、他の活動に対する給与として別途月額2万円の給与を支払っているものである。(第2事件丙C15-1・2・3・5)	
186	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-237		
187	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-260		
188	〃	政務調査のための補助員の人件費	230,000	230,000		甲6-298		
189	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-318		
190	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-349		
191	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,000	130,000		甲6-376		
192	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000		甲6-78		P117議員個人の支出である。 左記費用に係る職員は、資料の収集や住民からの意見聴取等、政務調査活動の補助業務にのみ従事していたものであり、給与全額について政務調査費を充当することができる。(第2事件丙C15-1~6)
193	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000		甲6-101		
194	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000		甲6-127		
195	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000		甲6-156		
196	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000		甲6-177		
197	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000		甲6-210		
198	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000		甲6-236		
199	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000		甲6-259		
200	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000		甲6-297		
201	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000		甲6-317		
202	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000		甲6-348		
203	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000		甲6-375		
204	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	162,000	90%	甲6-83		
205	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	162,000	90%	甲6-108		
206	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	162,000	90%	甲6-133		

207	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	162,000	90%	甲6-162
208	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	162,000	90%	甲6-191
209	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	162,000	90%	甲6-216
210	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	162,000	90%	甲6-240
211	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	162,000	90%	甲6-265
212	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	162,000	90%	甲6-293
213	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	162,000	90%	甲6-326
214	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	162,000	90%	甲6-354
215	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	162,000	90%	甲6-381
216	〃	政務調査のための補助員の人件費	130,840	91,588	70%	甲6-79
217	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	126,000	70%	甲6-80
218	〃	政務調査のための補助員の人件費	117,440	82,208	70%	甲6-95
219	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	126,000	70%	甲6-96
220	〃	政務調査のための補助員の人件費	154,313	108,019	70%	甲6-129
221	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	126,000	70%	甲6-130
222	〃	政務調査のための補助員の人件費	140,237	98,165	70%	甲6-158
223	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	126,000	70%	甲6-159
224	〃	政務調査のための補助員の人件費	219,919	153,943	70%	甲6-187
225	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	126,000	70%	甲6-188
226	〃	政務調査のための補助員の人件費	126,692	88,684	70%	甲6-212
227	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	126,000	70%	甲6-213
228	〃	政務調査のための補助員の人件費	126,891	88,823	70%	甲6-238
229	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	126,000	70%	甲6-239
230	〃	政務調査のための補助員の人件費	116,931	81,851	70%	甲6-261
231	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	126,000	70%	甲6-262
232	〃	政務調査のための補助員の人件費	211,552	148,086	70%	甲6-282

P118議員個人の支出である。

P119議員個人の支出である。

左記費用に係る職員は、事務所において、政務調査活動以外の活動、すなわち政党活動や後援会活動をほとんど行っておらず、議員の政務調査活動の補助に専ら従事していたものであるが、通りすがりに事務所に来た住民にお茶を出したり話し相手になったりする場合や、事務所に挨拶のため訪れた来客対応の場合、文具を買ったり郵便局に行くために外出する場合等、政務調査活動との関連性が直接的とまではいえない業務にも従事していることを考慮して、90%の按分を行った上で人件費に政務調査費を充当したものである。(第2事件丙C7-1)

左記費用に係る2名の職員は、主に政務調査活動の補佐に従事しており、後援会活動に係る業務としては年3回の集会の名簿作りと電話連絡等であるため、政務調査活動とその他の活動の割合は7対3とするのが妥当である。(第2事件丙C11-1)

233	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	126,000	70%	甲6-283	
234	〃	政務調査のための補助員の人件費	114,740	80,318	70%	甲6-310	
235	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	126,000	70%	甲6-311	
236	〃	政務調査のための補助員の人件費	121,114	84,779	70%	甲6-342	
237	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	126,000	70%	甲6-343	
238	〃	政務調査のための補助員の人件費	154,313	108,019	70%	甲6-377	
239	〃	政務調査のための補助員の人件費	180,000	126,000	70%	甲6-378	
240	〃	政務調査のための補助員の人件費	57,600	51,840	90%	甲6-163	P120議員個人の支出である。
241	〃	政務調査のための補助員の人件費	76,000	68,400	90%	甲6-192	
242	〃	政務調査のための補助員の人件費	62,400	56,160	90%	甲6-217	
243	〃	政務調査のための補助員の人件費	62,800	56,520	90%	甲6-241	
244	〃	政務調査のための補助員の人件費	58,000	52,200	90%	甲6-266	
245	〃	政務調査のための補助員の人件費	82,400	74,160	90%	甲6-299	
246	〃	政務調査のための補助員の人件費	68,000	61,200	90%	甲6-355	
247	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	78,400	98%	甲6-81	
248	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	78,400	98%	甲6-97	
249	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	78,400	98%	甲6-131	
250	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	78,400	98%	甲6-160	
251	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	78,400	98%	甲6-189	
252	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	78,400	98%	甲6-214	
253	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	78,400	98%	甲6-228	
254	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	78,400	98%	甲6-263	
255	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	78,400	98%	甲6-284	

左記費用に係る職員は、P120議員に代わって市政相談の対応等に従事している。P120議員の後援会は名目上存在しているが、実際には形骸化しているため、P120議員の活動は、そのほぼ全てが政務調査活動であるといえる。したがって、按分率を90%としたことは相当である。(第2事件丙C8-1)

左記費用に係る職員の業務において、P101党η区支部の活動(政党に関する活動)に係る業務が占める割合は2%程度であり、その余は市政相談の受付や電話対応、パソコンでのチェック業務等、政務調査活動に係る業務に従事しているものであって、按分率は98%とするのが相当である。(第2事件丙C19-1・2)

256	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	78,400	98%	甲6-312		
257	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	78,400	98%	甲6-344		
258	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	78,400	98%	甲6-379		
259	〃	政務調査のための補助員の人件費	74,400	66,960	90%	甲6-82	P23議員個人の支出である。	
260	〃	政務調査のための補助員の人件費	81,600	73,440	90%	甲6-98		
261	〃	政務調査のための補助員の人件費	76,800	69,120	90%	甲6-132		
262	〃	政務調査のための補助員の人件費	76,800	69,120	90%	甲6-161		
263	〃	政務調査のための補助員の人件費	85,200	76,680	90%	甲6-190		
264	〃	政務調査のための補助員の人件費	78,400	70,560	90%	甲6-215		
265	〃	政務調査のための補助員の人件費	76,800	69,120	90%	甲6-229		
266	〃	政務調査のための補助員の人件費	83,200	74,880	90%	甲6-264		
267	〃	政務調査のための補助員の人件費	76,800	69,120	90%	甲6-285		
268	〃	政務調査のための補助員の人件費	76,800	69,120	90%	甲6-313		
269	〃	政務調査のための補助員の人件費	66,400	59,760	90%	甲6-345		
270	〃	政務調査のための補助員の人件費	84,800	76,320	90%	甲6-380		
271	〃	政務調査のための補助員の人件費	186,300	186,300		甲6-76		P108議員個人の支出である。
272	〃	政務調査のための補助員の人件費	167,300	167,300		甲6-107		
273	〃	政務調査のための補助員の人件費	225,400	225,400		甲6-126		
274	〃	政務調査のための補助員の人件費	203,000	203,000		甲6-155		
275	〃	政務調査のための補助員の人件費	174,400	174,400		甲6-186		
276	〃	政務調査のための補助員の人件費	171,100	171,100		甲6-209		
277	〃	政務調査のための補助員の人件費	203,800	203,800		甲6-235		
278	〃	政務調査のための補助員の人件費	195,700	195,700		甲6-258		
279	〃	政務調査のための補助員の人件費	209,200	209,200		甲6-296		
280	〃	政務調査のための補助員の人件費	182,500	182,500		甲6-325		

左記費用に係る職員は、後援会の来客対応や各方面への文書作成業務に従事していたため、全業務のうち10%は後援会活動に係る業務であると判断し、その余の90%が政務調査活動に係る業務であるとした。なお、同職員は、政党活動に係る業務には従事していなかった。(第2事件丙C19-1・2)

左記費用に係る職員は、専ら政務調査活動に従事していたものである。(第2事件丙C14-1)

281	〃	政務調査のための補助員の人件費	174,400	174,400	甲6-353
282	〃	政務調査のための補助員の人件費	191,100	191,100	甲6-374
283	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-74
284	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-75
285	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-99
286	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-100
287	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-124
288	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-125
289	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-152
290	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-153
291	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-183
292	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-184
293	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-207
294	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-208
295	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-227
296	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-234
297	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-256
298	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-257
299	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-288
300	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-289
301	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-314
302	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-315
303	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-346
304	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-347
305	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-372
306	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	80,000	甲6-373

P121議員個人の支出である。

事務所では3名の女性が勤務していたところ、うち2名は市政相談に関し、9時から18時までの間を分担して業務に従事しており、一切後援会や地域行事の世話に関与しなかったため、100%の按分率とした。もう1名は不定時に出勤し、市政相談に関する業務に従事していたが、その他に後援会の帳簿をつけていたこともあったため、80%の按分率としたものである。(第2事件丙C2-1~9)

307	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	64,000	80%	甲6-154
308	〃	政務調査のための補助員の人件費	70,000	56,000	80%	甲6-185
309	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	64,000	80%	甲6-290
310	〃	政務調査のための補助員の人件費	80,000	64,000	80%	甲6-316
311	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,120	128,096	80%	甲6-72
312	〃	政務調査のための補助員の人件費	112,400	89,920	80%	甲6-73
313	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,120	128,096	80%	甲6-105
314	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,800	80,640	80%	甲6-106
315	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,120	128,096	80%	甲6-122
316	〃	政務調査のための補助員の人件費	128,800	103,040	80%	甲6-123
317	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,120	128,096	80%	甲6-150
318	〃	政務調査のための補助員の人件費	203,200	162,560	80%	甲6-151
319	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,120	128,096	80%	甲6-181
320	〃	政務調査のための補助員の人件費	106,400	85,120	80%	甲6-182
321	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,120	128,096	80%	甲6-205
322	〃	政務調査のための補助員の人件費	117,600	94,080	80%	甲6-206
323	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,120	128,096	80%	甲6-232
324	〃	政務調査のための補助員の人件費	117,600	94,080	80%	甲6-233
325	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,120	128,096	80%	甲6-254
326	〃	政務調査のための補助員の人件費	106,400	85,120	80%	甲6-255
327	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,120	128,096	80%	甲6-294
328	〃	政務調査のための補助員の人件費	186,400	149,120	80%	甲6-295
329	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,120	128,096	80%	甲6-323
330	〃	政務調査のための補助員の人件費	106,400	85,120	80%	甲6-324
331	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,120	128,096	80%	甲6-340
332	〃	政務調査のための補助員の人件費	106,400	85,120	80%	甲6-341
333	〃	政務調査のための補助員の人件費	160,120	128,096	80%	甲6-370

P105議員個人の支出である。

左記費用に係る職員は、主として相談の受付やP105議員のスケジュール管理に従事する女性事務員と、相談案件処理や政策策定資料収集・要望・アンケートのまとめ、広報並びにブログ制作等の業務に従事する男性事務員であるところ、事務所において後援会活動や政治活動に割かれている時間はほとんど無いが、政務調査費の用途について厳格さが要求されていることに鑑み、人件費の20%を政務調査活動以外の活動に対する対価であるとして、人件費の80%についてのみ政務調査費を充当することとしたものである。(第2事件丙C1-1)

334	〃	政務調査のための補助員の人件費	123,200	98,560	80%	甲6-371		
335	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-70	P107議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、専ら政務活動に従事したものである。(第2事件丙C3-1~4)
336	〃	政務調査のための補助員の人件費	100,000	100,000		甲6-71		
337	〃	政務調査のための補助員の人件費	162,000	162,000		甲6-267,268		
338	〃	政務調査のための補助員の人件費	190,000	190,000		甲6-286,287	P141議員個人の支出である。	左記費用に係る職員は、市政相談の受付や行政対応などを始め、相談案件の事務処理や市民要望の受付処理、アンケートの取りまとめ、政策策定資料の収集と調査や構築等、多岐にわたる政務調査活動の中心的役割を担っていたことから、按分率を100%としたものである。(第2事件丙C20-1)
339	〃	政務調査のための補助員の人件費	190,000	190,000		甲6-319,320		
340	〃	政務調査のための補助員の人件費	190,000	190,000		甲6-338,339		
341	〃	政務調査のための補助員の人件費	190,000	190,000		甲6-382,383		
342	事務・事務所費	事務所賃借料(1年分)	768,000	768,000		甲6-613,614	P110議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所は市政相談所として開設し、市政相談所として機能しており、後援会活動は別途役員宅で行っているものである。(第2事件丙C5-1)
343	〃	名刺	63,000	63,000		甲6-439	P110議員個人の支出である。	調査研究等、政務調査に係る事務遂行に必要な経費であり、100%の按分率で計上したものである。(第2事件丙C5-1)
344	〃	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲6-388	P120議員個人の支出である。	P120議員の後援会は形骸化しており、左記費用に係る事務所において行われる活動のほぼ全てが政務調査活動となっていることから、賃料の90%について政務調査費を充当したものである。(第2事件丙C8-1)
345	〃	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲6-410		
346	〃	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲6-432		
347	〃	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲6-451		
348	〃	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲6-490		
349	〃	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲6-529		
350	〃	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲6-535		
351	〃	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲6-562		
352	〃	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲6-571		
353	〃	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲6-590		
354	〃	事務所賃借料	168,000	151,200	90%	甲6-616		
355	〃	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲6-390,391		
356	〃	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲6-413,414		
357	〃	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲6-434,435		

358	〃	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲6-454,455	P119議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所は、主に政務調査活動を行う事務所として使用しているため、按分率70%とした上で賃料に政務調査費を充当したものである。(第2事件丙C11-1)
359	〃	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲6-471,472		
360	〃	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲6-492,493		
361	〃	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲6-		
362	〃	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲6-531,532		
363	〃	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲6-553,554		
364	〃	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲6-573,574		
365	〃	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲6-593,594		
366	〃	事務所賃借料	200,000	140,000	70%	甲6-620,621		
367	〃	事務所賃借料	200,000	200,000		甲6-389	P123議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所は、市政活動の拠点として政務調査活動のためだけに使用しており、P123議員の政治活動や政党活動は党事務所における活動が中心であり、また、後援会活動は自宅で行っているものである。(第2事件丙C9-1)
368	〃	事務所賃借料	200,000	200,000		甲6-412		
369	〃	事務所賃借料	200,000	200,000		甲6-433		
370	〃	事務所賃借料	200,000	200,000		甲6-474		
371	〃	事務所賃借料	200,000	200,000		甲6-494		
372	〃	事務所賃借料	200,000	200,000		甲6-513		
373	〃	事務所賃借料	200,000	200,000		甲6-536		
374	〃	事務所賃借料	200,000	200,000		甲6-557		
375	〃	事務所賃借料	200,000	200,000		甲6-575		
376	〃	事務所賃借料	200,000	200,000		甲6-595		
377	〃	事務所賃借料	200,000	200,000		甲6-622		
378	〃	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲6-392,393		
379	〃	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲6-415,416		
380	〃	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲6-444,445		
381	〃	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲6-456,457		

382	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲6-479,480	P124議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所について、事務所面積に占める政務調査に関わる物品(政党・後援会活動を除くもの)が90%を超えており、また、事務所における活動時間のうち90%は政務調査活動が行われているため、賃料について90%の按分を行った上で政務調査費を充当したものである。(第2事件丙C18-1)
383	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲6-497,498		
384	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲6-533,534		
385	"	事務所賃借料	400,000	360,000	90%	甲6-550,551		
386	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲6-588,589		
387	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲6-610,611		
388	"	事務所賃借料	200,000	180,000	90%	甲6-627,628		
389	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲6-395		
390	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲6-420		
391	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲6-437		
392	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲6-458		
393	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲6-483		
394	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲6-496		
395	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲6-515		
396	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲6-541		
397	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲6-556		
398	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲6-572		
399	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲6-598		
400	"	事務所賃借料	110,000	110,000		甲6-624		
401	"	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲6-394		

402	''	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲6-419	P23議員個人の支出である。	左記費用に係るP23議員の事務所は、市政相談事務所として来所や電話による相談への対応を行うことを主たる活動としており、他に、党の支部として登録していることによる連絡等の電話に係る活動が3%、後援会活動に係る連絡等の活動が10%行われていることから、賃料の87%について政務調査費を充当したものである。(第2事件丙C19-1・2)
403	''	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲6-438		
404	''	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲6-461		
405	''	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲6-478		
406	''	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲6-495		
407	''	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲6-520		
408	''	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲6-538		
409	''	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲6-561		
410	''	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲6-577		
411	''	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲6-597		
412	''	事務所賃借料	136,500	118,755	87%	甲6-626		
413	''	封筒代金	69,300	69,300		甲6-430,431		
414	''	事務所賃借料	175,000	140,000	80%	甲6-396,397	P114議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所は、専ら政務調査活動のために使用しているものであるが、控えめに按分率80%として政務調査費を充当することとしたものである。(第2事件丙C17-1)
415	''	事務所賃借料	175,000	140,000	80%	甲6-422,423		
416	''	事務所賃借料	175,000	140,000	80%	甲6-440,441		
417	''	事務所賃借料	175,000	140,000	80%	甲6-462,463		
418	''	事務所賃借料	175,000	140,000	80%	甲6-481,482		
419	''	事務所賃借料	175,000	140,000	80%	甲6-499,500		
420	''	事務所賃借料	175,000	140,000	80%	甲6-521,522		

421	''	事務所賃借料	175,000	140,000	80%	甲6-539,540		
422	''	事務所賃借料	175,000	140,000	80%	甲6-558,559		
423	''	事務所賃借料	175,000	140,000	80%	甲6-580,581		
424	''	事務所賃借料	175,000	140,000	80%	甲6-599,600		
425	''	事務所賃借料	150,000	120,000	80%	甲6-634,635		
426	''	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲6-398,399	P116議員個人の支出である。	左記費用に係るP116議員の事務所は、P125と同一建物内にあるため、その地代の2分の1をP125に負担してもらっていることから、地代の50%がP116議員の負担分となる。P116議員の事務所においては専ら政務調査活動が行われているので、P116議員の負担分の全てについて政務調査費を充当したものである。(第2事件丙C13-1)
427	''	事務所地代	200,000	100,000	50%	甲6-417,418		
428	''	事務所地代	100,000	100,000		甲6-442,443		
429	''	事務所地代	100,000	100,000		甲6-459,460		
430	''	事務所地代	100,000	100,000		甲6-476,477		
431	''	事務所地代	100,000	100,000		甲6-501,502		
432	''	事務所地代	100,000	100,000		甲6-518,519		
433	''	事務所地代	100,000	100,000		甲6-537		
434	''	事務所地代	100,000	100,000		甲6-560		
435	''	事務所地代	100,000	100,000		甲6-579		
436	''	事務所地代	100,000	100,000		甲6-596		
437	''	事務所地代	100,000	100,000		甲6-625		
438	''	事務所警備費	117,495	58,747	50%	甲6-436		
439	''	事務所警備費	117,495	58,747	50%	甲6-514		
440	''	事務所警備費	58,747	58,747		甲6-555		
441	''	事務所警備費	117,495	58,747	50%	甲6-619		
442	''	事務所賃借料	70,000	70,000		甲6-407		
443	''	事務所賃借料	70,000	70,000		甲6-428		

444	〃	事務所賃借料	70,000	70,000		甲6-448	P117議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所は、2階建て建物の1階部分を政務調査活動のために使用しているところ、1階部分の賃料7万円について政務調査費を充当しているものである。なお、2階部分は後援会活動のために使用し、その費用は後援会から支出している。(第2事件丙C15-1~6)
445	〃	事務所賃借料	70,000	70,000		甲6-467		
446	〃	事務所賃借料	70,000	70,000		甲6-487		
447	〃	事務所賃借料	70,000	70,000		甲6-505		
448	〃	事務所賃借料	70,000	70,000		甲6-526		
449	〃	事務所賃借料	70,000	70,000		甲6-545		
450	〃	事務所賃借料	70,000	70,000		甲6-569		
451	〃	事務所賃借料	70,000	70,000		甲6-585		
452	〃	事務所賃借料	70,000	70,000		甲6-606		
453	〃	事務所賃借料	70,000	70,000		甲6-631		
454	〃	パソコン購入	101,750	101,750		甲6-491	P117議員個人の支出である。	左記費用により購入したパソコンは、政務調査活動のみに使用している。(第2事件丙C15-1~6)
455	〃	事務所賃借料	120,000	120,000		甲6-408	P115議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所において、政務調査活動以外の活動は行っておらず、事務所は専ら政務調査活動のために使用しているものである。
456	〃	事務所賃借料	120,000	120,000		甲6-424		
457	〃	事務所賃借料	120,000	120,000		甲6-449		
458	〃	事務所賃借料	120,000	120,000		甲6-464		
459	〃	事務所賃借料	120,000	120,000		甲6-488		
460	〃	事務所賃借料	120,000	120,000		甲6-506		
461	〃	事務所賃借料	120,000	120,000		甲6-524		
462	〃	事務所賃借料	120,000	120,000		甲6-546		
463	〃	事務所賃借料	120,000	120,000		甲6-567		

464	〃	事務所賃借料	120,000	120,000		甲6-582				
465	〃	事務所賃借料	120,000	120,000		甲6-604				
466	〃	事務所賃借料	120,000	120,000		甲6-632				
467	〃	コピー機リース料	114,135	114,135		甲6-469	P115議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機も専ら政務調査活動のために使用しているものである。		
468	〃	コピー機リース料	57,225	57,225		甲6-489				
469	〃	コピー機リース料	56,910	56,910		甲6-510				
470	〃	コピー機リース料	56,910	56,910		甲6-528				
471	〃	コピー機リース料	56,910	56,910		甲6-549				
472	〃	コピー機リース料	56,910	56,910		甲6-570				
473	〃	コピー機リース料	56,910	56,910		甲6-587				
474	〃	コピー機リース料	56,910	56,910		甲6-612				
475	〃	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲6-409			P118議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所においては、主に政務調査活動を行っていたものの、直接的には政務調査活動とはいえない来客等への対応をすることはあるし、事務所内の壁にはP118議員以外の他の政治関係者のポスター等も多少貼っており、また、事務所内には冷蔵庫やテレビ等の備品も置かれていることから、政務調査費の充当は賃料の90%にとどめたものである。(第2事件丙C7-1)
476	〃	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲6-429				
477	〃	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲6-450				
478	〃	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲6-468				
479	〃	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲6-484				
480	〃	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲6-507				
481	〃	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲6-527				
482	〃	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲6-547				
483	〃	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲6-568				
484	〃	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲6-586				
485	〃	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲6-607				
486	〃	事務所賃借料	75,000	67,500	90%	甲6-633				
487	〃	事務所賃借料	80,000	80,000		甲6-406				

488	〃	事務所賃借料	80,000	80,000		甲6-426	P121議員個人の支出である。	P121議員は、事務所内の一部を間仕切りして専ら政務調査活動用に使用しているところ、80,000円はその部分の賃料であり、金額も相当であって、政務調査費を充当することができる。(第2事件丙C2-1~9)		
489	〃	事務所賃借料	80,000	80,000		甲6-447				
490	〃	事務所賃借料	80,000	80,000		甲6-466				
491	〃	事務所賃借料	80,000	80,000		甲6-486				
492	〃	事務所賃借料	80,000	80,000		甲6-504				
493	〃	事務所賃借料	80,000	80,000		甲6-523				
494	〃	事務所賃借料	80,000	80,000		甲6-544				
495	〃	事務所賃借料	80,000	80,000		甲6-565				
496	〃	事務所賃借料	80,000	80,000		甲6-583				
497	〃	事務所賃借料	80,000	80,000		甲6-603				
498	〃	事務所賃借料	80,000	80,000		甲6-630				
499	〃	事務所電気代	65,953	52,762	80%	甲6-453			P121議員個人の支出である。	P121議員の事務所が置かれている建物は、1階部分と2階部分とで電気メーターが別個に設置されているが、1階部分には多目的集会所として使用されている部分があるため、1階部分を政務調査活動に使用した割合が80%であるとして、1階部分の電気代について80%の按分を行った上で政務調査費を充当したものである。
500	〃	事務所電気代	79,185	63,348	80%	甲6-473				
501	〃	事務所電気代	72,491	57,992	80%	甲6-576				
502	〃	パソコン購入	137,500	137,500		甲6-615	P121議員個人の支出である。	左記費用により購入したパソコンは、市政相談等の政務調査専用であり、政務調査活動以外には使用していない。		
503	〃	事務所賃借料	100,000	100,000		甲6-405	P107議員個人の支出である。	P107議員は、事務所1階を政務調査とその他の活動に使用し、2階部分を専ら政務調査活動用に使用しているところ、左記100,000円は2階部分の賃料であるから、政務調査費を充当することができる。(第2事件丙C3-1~4)		
504	〃	事務所賃借料	100,000	100,000		甲6-427				
505	〃	事務所賃借料	100,000	100,000		甲6-446				
506	〃	事務所賃借料	100,000	100,000		甲6-465				
507	〃	事務所賃借料	100,000	100,000		甲6-485				
508	〃	事務所賃借料	100,000	100,000		甲6-503				
509	〃	事務所賃借料	100,000	100,000		甲6-525				
510	〃	事務所賃借料	100,000	100,000		甲6-543				
511	〃	事務所賃借料	100,000	100,000		甲6-566				

512	〃	事務所賃借料	100,000	100,000		甲6-584		
513	〃	事務所賃借料	100,000	100,000		甲6-605		
514	〃	事務所賃借料	100,000	100,000		甲6-629		
515	〃	事務所電話代	59,937	59,937		甲6-508,509	P107議員個人の支出である。	上記賃料と同様である。
516	〃	事務所賃借料	73,500	58,800	80%	甲6-400	P112議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所において、主に市政相談等の政務調査活動を行っており、後援会活動等は業務時間のうち2割程度しか行っていないため、賃料について8割の按分を行った上で政務調査費を充当したものである。(第2事件丙C12-1)
517	〃	事務所賃借料	73,500	58,800	80%	甲6-425		
518	〃	事務所賃借料(9ヶ月分)	1,350,000	1,080,000	80%	甲6-608,609		
519	〃	事務所保証金	166,666	133,333	80%	甲6-401,402		
520	〃	事務所仲介手数料	150,000	120,000	80%	甲6-403,404		
521	〃	事務所備品(机、椅子、書類棚)	65,160	52,128	80%	甲6-452		
522	〃	事務所備品(机、椅子、文具、事務用品)	91,512	73,210	80%	甲6-470		
523	〃	事務所備品	114,980	114,980		甲6-421	P109議員個人の支出である。	左記費用に係るパソコンは、設置されていた2台のうち政務調査専用に使っていた1台である。(第2事件丙C6-1・2)
524	〃	通信費	50,082	50,082		甲6-475	P108議員個人の支出である。	左記費用は専ら政務調査活動に係るものである。(第2事件丙C14-1)
525	〃	コピー機保守	75,600	75,600		甲6-411	P103議員個人の支出である。	左記費用に係るコピー機は、専ら政務調査用に使用したものである。
526	〃	事務所電話代	90,564	63,394	70%	甲6-591,592	P103議員個人の支出である。	左記費用に係る電話は、政務調査用に使用したものであるが、政務調査費の充実に際しては控えめに按分率70%としたものである。(第2事件丙C15-1)
527	〃	事務所電話代	96,284	67,398	70%	甲6-617,618		
528	〃	事務所敷金	250,000	250,000		甲6-516	P141議員個人の支出である。	左記費用に係る事務所は政務調査活動の拠点として使用しており、後援会活動等は役員宅や自宅等に行っている。なお、敷金については、返金されない25万円について政務調査費を充当したものである。(第2事件丙C20-1)
529	〃	事務所賃借料	111,096	111,096		甲6-517	P141議員個人の支出である。	上記のとおり、左記費用に係る事務所は政務調査活動の拠点として使用し、政務調査活動以外の活動は行っていない。(第2事件丙C20-1)
530	〃	事務所賃借料	84,000	84,000		甲6-548		
531	〃	事務所賃借料	84,000	84,000		甲6-564		
532	〃	事務所賃借料	84,000	84,000		甲6-578		

533	〃	事務所賃借料	84,000	84,000		甲6-601	
534	〃	事務所賃借料	84,000	84,000		甲6-623	
535	〃	事務所内装工事	147,000	147,000		甲6-542	P141議員個人の支出である。 上記のとおり、事務所は政務調査活動専用であるところ、事務所内装工事も事務所の設置に必要な費用であるから、事務所費として按分率を100%として計上したものである。(第2事件丙C20-1)
536	〃	事務所エアコン代	107,980	107,980		甲6-530	P141議員個人の支出である。 事務所で使用するエアコン代も事務所の管理運営に必要な設備であるから、事務所費として按分率を100%として計上したものである。(第2事件丙C20-1)
537	〃	事務所看板代	54,148	54,148		甲6-563	P141議員個人の支出である。 事務所の看板も事務所の設置や運営に必要な費用であるから、事務所費として按分率を100%として計上したものである。(第2事件丙C20-1)
538	〃	パソコン代	84,980	84,980		甲6-552	P141議員個人の支出である。 左記費用に係るパソコンは、政務調査活動を行う事務員の専用のものであるから、按分率を100%として政務調査費を充当したものである。(第2事件丙C20-1)
539	〃	名刺代	84,000	84,000		甲6-602	P141議員個人の支出である。 名刺は3種類作成しているところ、左記費用を使用して作成した名刺は、事務所で使用する政務調査活動のみに使用することとしており、市政相談等の来客に使用することから、事務所費として按分率を100%として計上したものである。(第2事件丙C20-1)

(別紙4の4)
 ○補助参加人P5関係主張等一覧(平成21年度)

支出項目							原告らの主張	補助参加人P5の主張
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証		
1	人件費	通勤定期代6ヶ月	208,650	208,650		甲7-5	会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。	会派に係る支出であるところ、事務局市政調査員の交通費であるから、政務調査費を充当することができる。
2	〃	事務局市政調査員4月給与	2,145,900	2,145,900		甲7-6		
3	〃	事務局市政調査員社保料事業主負担分	202,500	202,500		甲7-9		
4	〃	事務局市政調査員5月給与	2,145,900	2,145,900		甲7-11		
5	〃	事務局市政調査員社保料事業主負担分	202,500	202,500		甲7-14		
6	〃	事務局市政調査員労働保険料事業主負担分	275,510	275,510		甲7-16		
7	〃	事務局市政調査員6月給与	2,145,900	2,145,900		甲7-17		
8	〃	事務局市政調査員社保料事業主負担分	202,500	202,500		甲7-20		
9	〃	事務局市政調査員夏一時金	2,100,465	2,100,465		甲7-23		
10	〃	事務局市政調査員7月給与	2,145,900	2,145,900		甲7-24		
11	〃	事務局市政調査員社保料事業主負担分	202,500	202,500		甲7-27		
12	〃	事務局市政調査員8月給与	1,208,900	1,208,900		甲7-30		
13	〃	事務局市政調査員社保料事業主負担分	459,550	459,550		甲7-33		
14	〃	事務局市政調査員9月給与	1,843,630	1,843,630		甲7-34		
15	〃	事務局市政調査員社保料事業主負担分	82,500	82,500		甲7-37		
16	〃	通勤定期代6ヶ月	208,650	208,650		甲7-39		
17	〃	事務局市政調査員10月給与	2,145,900	2,145,900		甲7-42		
18	〃	事務局市政調査員社保料事業主負担分	169,848	169,848		甲7-43		
19	〃	事務局市政調査員11月給与	2,145,900	2,145,900		甲7-47		
20	〃	事務局市政調査員社保料事業主負担分	205,529	205,529		甲7-48		
21	〃	事務局市政調査員冬一時金	3,177,415	3,177,415		甲7-50		
22	〃	事務局市政調査員12月給与	2,145,900	2,145,900		甲7-51		
23	〃	事務局市政調査員社保料事業主負担分	205,529	205,529		甲7-55		
24	〃	事務局市政調査員1月給与	2,145,900	2,145,900		甲7-58		
25	〃	事務局市政調査員社保料事業主負担分	570,406	570,406		甲7-60		
26	〃	事務局市政調査員2月給与	2,145,900	2,145,900		甲7-63		
27	〃	事務局市政調査員社保料事業主負担分	205,529	205,529		甲7-65		
28	〃	事務局市政調査員3月給与	2,145,900	2,145,900		甲7-66		
29	〃	事務局市政調査員社保料事業主負担分	205,529	205,529		甲7-69		
30	〃	市政調査員4月給与	2,323,950	2,323,950		甲7-7,8	議員個人の支出(16名分)である。	議員個人の支出である。
31	〃	市政調査員社保料事業主負担分	183,927	183,927		甲7-10		

32	〃	市政調査員5月給与	2,323,950	2,323,950	甲7-12,13	議員個人の支出(16名分)である。
33	〃	市政調査員社保料事業主負担分	184,508	184,508	甲7-15	議員個人の支出である。
34	〃	市政調査員6月給与	2,323,950	2,323,950	甲7-18,19	議員個人の支出(16名分)である。
35	〃	市政調査員社保料事業主負担分	184,508	184,508	甲7-21	議員個人の支出である。
36	〃	市政調査員労働保険料事業主負担分	204,197	204,197	甲7-22	議員個人の支出である。
37	〃	市政調査員7月給与	2,323,950	2,323,950	甲7-25,26	議員個人の支出(16名分)である。
38	〃	市政調査員社保料事業主負担分	184,518	184,518	甲7-28	議員個人の支出である。
39	〃	市政調査員社保料事業主負担分	189,038	189,038	甲7-29	議員個人の支出である。
40	〃	市政調査員8月給与	2,323,950	2,323,950	甲7-31,32	議員個人の支出(16名分)である。
41	〃	市政調査員9月給与	2,323,950	2,323,950	甲7-35,36	議員個人の支出(16名分)である。
42	〃	市政調査員社保料事業主負担分	183,031	183,031	甲7-38	議員個人の支出である。
43	〃	市政調査員10月給与	2,323,950	2,323,950	甲7-40,41	議員個人の支出(16名分)である。
44	〃	市政調査員社保料事業主負担分	188,251	188,251	甲7-44	議員個人の支出である。
45	〃	市政調査員11月給与	2,323,950	2,323,950	甲7-45,46	議員個人の支出(16名分)である。
46	〃	市政調査員社保料事業主負担分	188,251	188,251	甲7-49	議員個人の支出である。
47	〃	市政調査員12月給与	2,323,950	2,323,950	甲7-52,53	議員個人の支出(16名分)である。
48	〃	市政調査員社保料事業主負担分	163,017	163,017	甲7-54	議員個人の支出である。
49	〃	市政調査員1月給与	2,293,950	2,293,950	甲7-56,57	議員個人の支出(16名分)である。
50	〃	市政調査員社保料事業主負担分	165,277	165,277	甲7-59	議員個人の支出である。
51	〃	市政調査員2月給与	2,293,950	2,293,950	甲7-61,62	議員個人の支出(16名分)である。
52	〃	市政調査員社保料事業主負担分	165,277	165,277	甲7-64	議員個人の支出である。
53	〃	市政調査員3月給与	2,293,950	2,293,950	甲7-67,68	議員個人の支出(16名分)である。
54	〃	市政調査員社保料事業主負担分	165,277	165,277	甲7-70	議員個人の支出である。
55	事務・事務所費	トナーカートリッジ・用紙代他	79,327	79,327	甲7-76	
56	〃	トナーカートリッジ代等	80,906	80,906	甲7-77	

各議員に係る支出であるが、会派としての政務調査活動に使用したものである。

57	〃	インクカートリッジ他	64,123	64,123		甲7-80	会派に係る支出であるが、これに政務調査費を充当することは許されない。	会派に係る支出であり、会派としての政務調査活動に使用したものである。
58	〃	トナーカートリッジ他	69,116	69,116		甲7-81		
59	〃	定着ユニット交換他	188,937	188,937		甲7-83		
60	〃	プリポートインキ・マスター購入代	82,504	82,504		甲7-89		
61	〃	トナーカートリッジ等	113,505	113,505		甲7-90		
62	〃	トナーカートリッジ他	83,092	83,092		甲7-91		
63	〃	コピー機リース料	749,700	749,700		甲7-92 ~99		
64	〃	トナーキット送料含む	86,310	86,310		甲7-100		
65	〃	トナーキット送料含む	86,310	86,310		甲7-158		
66	〃	データ管理用サーバーパソコン	146,389	146,389		甲7-159		
67	〃	P127印刷機保守契約料	63,000	56,700	90%	甲7-75	P126議員個人の支出である。	各議員に係る支出であるが、会派としての政務調査活動に使用したものである。
68	〃	P127デジタル複合機リース料	106,575	95,918	90%	甲7-78,79	P126議員個人の支出である。	
69	〃	資料検索保存用パソコン	69,980	69,980		甲7-82	P128議員個人の支出である。	
70	〃	P142コピー機保守料金	68,250	68,250		甲7-84	P128議員個人の支出である。	
71	〃	P143コピー機リース料	323,400	323,400		甲7-85 ~88	P129議員個人の支出である。	
72	〃	P143コピー機リース料	50,400	50,400		甲7-101 ~103	P129議員個人の支出である。	
73	〃	P143電話機リース料	132,300	105,840	80%	甲7-104 ~108	P129議員個人の支出である。	
74	〃	P127デジタル複合機リース料	117,600	105,840	90%	甲7-109 ~111	P126議員個人の支出である。	
75	〃	P142印刷機リース料	207,900	207,900		甲7-112 ~119	P128議員個人の支出である。	
76	〃	P131デジタル複合機リース料	451,080	451,080		甲7-120 ~134	P130議員個人の支出である。	
77	〃	P133印刷機リース料	157,500	157,500		甲7-135 ~149	P132議員個人の支出である。	
78	〃	P144コピー機リース料	126,000	126,000		甲7-150 ~157	P134議員個人の支出である。	

79	〃	P136コピー機リース料	119,700	71,820	60%	甲7-160 ~173	P135議員個人の支出である。
80	〃	P127印刷機用インク・マスター代	88,620	79,758	90%	甲7-174	P126議員個人の支出である。
81	〃	P137事務所4月分賃料送料含む	75,315	75,315		甲7-175,176	P137議員個人の支出である。 P137議員に係る支出であるが、会派としての政務調査活動に使用したものである。 なお、P137議員は、3階建ての建物の1階の20㎡部分をP20党P138地区委員会から賃借しているが、同議員の事務所の入口は同委員会の入口とは別個になっており、建物内部も壁で仕切られていて、同議員は上記事務所を専ら政務調査活動のために使用している。
82	〃	P137事務所5月分賃料送料含む	75,315	75,315		甲7-175,176	
83	〃	P137事務所6月分賃料送料含む	75,315	75,315		甲7-175,176	
84	〃	P137事務所7月分賃料送料含む	75,315	75,315		甲7-175,176	
85	〃	P137事務所9月分賃料送料含む	75,315	75,315		甲7-177 ~179	
86	〃	P137事務所10月分賃料送料含む	75,315	75,315		甲7-177 ~179	
87	〃	P137事務所11月分賃料送料含む	75,315	75,315		甲7-177 ~179	
88	〃	P137事務所12月分賃料送料含む	75,315	75,315		甲7-177 ~179	
89	〃	P137事務所1月分賃料送料含む	75,315	75,315		甲7-177 ~179	
90	〃	P137事務所2月分賃料送料含む	75,315	75,315		甲7-177 ~179	
91	〃	P137事務所3月分賃料送料含む	75,315	75,315		甲7-177 ~179	
92	〃	P134事務所4月分賃料	105,000	105,000		甲7-180 ~182	
93	〃	P134事務所5月分賃料	105,000	105,000		甲7-180 ~182	
94	〃	P134事務所6月分賃料	105,000	105,000		甲7-180 ~182	

95	〃	P134事務所7月分賃料	105,000	105,000		甲7-180 ~182	P134議員個人の支出である。	P134議員に係る支出であるが、会派としての政務調査活動に使用したものである。 なお、P134議員は、第三者が所有する2階建ての建物を賃借しているところ、同建物の1階部分の炊事場に「〇」の地域配達員向けの棚が置かれているものの、同建物を専ら政務調査活動を行うための事務所として使用している。
96	〃	P134事務所8月分賃料	105,000	105,000		甲7-180 ~182		
97	〃	P134事務所9月分賃料	105,000	105,000		甲7-180 ~182		
98	〃	P134事務所10月分賃料	105,000	105,000		甲7-180 ~182		
99	〃	P134事務所11月分賃料	105,000	105,000		甲7-180 ~182		
100	〃	P134事務所12月分賃料	105,000	105,000		甲7-180 ~182		
101	〃	P134事務所1月分賃料	105,000	105,000		甲7-180 ~182		
102	〃	P134事務所2月分賃料	105,000	105,000		甲7-180 ~182		
103	〃	P134事務所3月分賃料	105,000	105,000		甲7-180 ~182		
104	〃	P139事務所5月分賃料	125,000	125,000		甲7-183 ~185		
105	〃	P139事務所6月分賃料	125,000	125,000		甲7-183 ~185		
106	〃	P139事務所7月分賃料	125,000	125,000		甲7-183 ~185		
107	〃	P139事務所8月分賃料	125,000	125,000		甲7-183 ~185		
108	〃	P139事務所9月分賃料	125,000	125,000		甲7-183 ~185		
109	〃	P139事務所10月分賃料	125,000	125,000		甲7-183 ~185		
110	〃	P139事務所11月分賃料	125,000	125,000		甲7-183 ~185		

111	"	P139事務所12月分賃料	125,000	125,000		甲7-183 ~185		
112	"	P139事務所1月分賃料	125,000	125,000		甲7-183 ~185		
113	"	P139事務所2月分賃料	125,000	125,000		甲7-183 ~185		
114	"	P139事務所3月分賃料	125,000	125,000		甲7-183 ~185		
115	"	P139事務所4月分賃料	125,000	125,000		甲7-183 ~185		
116	"	P126事務所4月分賃料	80,000	72,000	90%	甲7- 186,187	P126議員個人の支出である。	P126議員に係る支出であるが、会派としての政務調査活動に使用したものである。 なお、P126議員は、P20党と地区委員会から2階建て建物の東側部分(7分の5)を賃借し、同部分を政務調査活動のために使用していた(上記委員会が事務所内のコピー機等の事務機器を使用することもあったため、その使用料については按分の上政務調査費を充当している。)
117	"	P126事務所5月分賃料	80,000	72,000	90%	甲7- 186,187		
118	"	P126事務所6月分賃料	80,000	72,000	90%	甲7- 186,187		
119	"	P126事務所7月分賃料	80,000	72,000	90%	甲7- 186,187		
120	"	P126事務所8月分賃料	80,000	72,000	90%	甲7- 186,187		
121	"	P126事務所9月分賃料	80,000	72,000	90%	甲7- 186,187		
122	"	P126事務所10月分賃料	80,000	72,000	90%	甲7- 186,187		
123	"	P126事務所11月分賃料	80,000	72,000	90%	甲7- 186,187		
124	"	P126事務所12月分賃料	80,000	72,000	90%	甲7- 186,187		
125	"	P126事務所1月分賃料	80,000	72,000	90%	甲7- 186,187		
126	"	P126事務所2月分賃料	80,000	72,000	90%	甲7- 186,187		
127	"	P126事務所3月分賃料	80,000	72,000	90%	甲7- 186,187		